第２編 基本計画

第２部 各分野の計画

環境との共生を志向する、快適でうるおいのある生活環境づくり

施策展開の基本テーマ

（1）自然環境の保全・再生・活用

広域交通網の整備に伴う開発の進行に対し、天王山の山地部と淀川（桂川）の間の、森林・河川・田園のゆたかな自然環境の保全・再生・活用を図ることが大きな課題です。生態系の回復や、多様な生物の生息の場づくりにも努め、農地についても保全と活用を課題とします。

（2）天王山の水土保全林化と地下水の活用

天王山の放置された荒廃竹林の水土保全林化と、地下水の保全と活用を課題とします。

（3）快適でうるおいのある生活環境の創出

本町のゆたかな自然環境と歴史的環境を活用し、地域個性ゆたかな生活環境の創出と、環境の美化・緑化に協働で取り組むことを課題とします。

（4）環境にやさしい生活・社会づくり

生物の多様性の保全、地球温暖化防止、循環型社会の構築に向けて、町民各々が学習し、事業や生活を見直し、自主的な取り組みを進めることを課題とします。

第１節　自然環境の保全・再生・活用

◆現況と課題

○　本町の町域は、その西半分が天王山を中心とした山地部で、南部には桂川が流れ、広い河川敷が形成されています。その天王山と桂川河川敷の間の平坦部に、市街地地区・農業地区・工業地区等が形成されています。

○　都市化が進んでいますが、大都市近郊としてはまだ農村環境も残されており、緑ゆたかな天王山と水ゆたかな桂川を擁しています。

　一方、近年の広域交通道路網の整備に加えて、京都第二外環状道路及び側道整備等と阪急京都線の新駅の設置が事業決定されており、これらの実現に伴う住宅・宅地開発等の急速な進行が予想されます。

　こうしたなかで、自然や景観を保全しつつ、快適なうるおいのある都市環境の形成を図っていく必要があります。

○　本町の森林面積は約 190ha で、そのうち竹林が約 81ha (約 43%)、人工林は約 18ha (約 10%) となっています。ゆたかな自然に見える天王山の森林は、担い手のない放置・荒廃竹林が増え、地すべりや山崩れなどの対策が必要となっています。天王山一帯は近郊緑地保全区域に指定されていますが、その大部分が民有地で、自然環境保全の推進が難しい状況にあります。しかしながら、森林は、水源かん養、土砂流出・崩壊防止、生活環境保全、レクリエーション等の公益的機能を担っているので、地権者や町民の理解を得ながら、各関係機関とも協力して、森林の保全・再生に向けて、水土保全林、広葉樹林、針広混交林などへと更新を図る必要があります。

　平成 17 年に、本町と京都府、島本町、大阪府及び諸団体等が「天王山周辺森林整備推進協議会」を設立し、行政、地権者、地域住民、ボランティア、企業、学識経験者等が協働・連携して、本町と島本町にまたがる天王山周辺の森林約 250ha の保全・整備を課題とし、間伐や生物調査を行っています。

○　天王山は、野鳥の宝庫で、都市近郊の自然生態がよく保たれている貴重な場所でしたが、都市化の進展に伴い、その自然生態が失われてきています。また、近年は松くい虫、ナラ枯れ等の被害が拡大しています。そこで、森林の保全・再生と合わせて、野鳥や生き物の生息の場の回復を図ることも大切です。

○　水と緑のオープンスペースを持つ河川は、治水・利水の機能だけでなく、防災空間、町民の憩いの場、あるいは、うるおいのある生活環境や地域文化を育む場等として多目的に利用できることが求められています。そのため、河川の浄化・美化、親水空間の整備等、河川環境の整備を進める必要があります。

○　三川が合流する地域は全国的にもめずらしく、自然ゆたかな環境を残し、両岸には歴史・観光施設が数多く点在し、非常に潜在的な可能性の高い地域であり、これらを活用する地域づくりの計画が進められています。この中で、地域の中核となる河川敷については、淀川河川公園 (国営) の整備計画等に沿った自然環境と調和した拠点整備が必要とされています。

　桂川河川敷は野鳥の宝庫で、稀少な生き物も生息し、この保護が要望されています。

○　都市的空間内にある農地は、食糧生産だけでなく、大気の浄化、雨水の浸透による水質保全と氾濫防止、防災空間、緑ゆたかな田園景観など地域環境の保全機能をもつほか、教育的・文化的機能をもっています。また、農地の存在は、都市的生活環境をより良好なものにしています。そこで、農地や農業を積極的に活かしたまちづくりに取り組む必要があります。

○　町域には、御茶屋池をはじめ、大池、中ノ池等、古くからため池が造られ、農業と暮らしを支えてきました。これらのため池は、農業用水の役割だけでなく、水害を防ぐ調整池の機能や地域の貴重な水辺空間となっており、都市化する地域のなかで自然環境の宝庫として、その保全に取り組む必要があります。

◆施策の体系

自然環境の保全・再生・活用

- **自然に学ぶ社会の構築**
- **天王山の保全と活用**
- **河川空間の保全と活用**
- **多様な生き物の生息環境の保全と稀少な生き物の保護**
- **緑の環境を保全し育てる条例の検討**
- **農地やため池等の保全と活用**

◆計画対応

1　自然に学ぶ社会の構築

－生涯学習と連携した自然生態の学習・調査・研究活動などを通じて、生物の多様性等自然に対する理解を深め、自然に学ぶ社会の構築を進めます。
－町民による自然生態観察会、「水と緑の回廊」観察会等を支援します。
－自然環境保全や環境に配慮した事業・生活に関する情報を充実し、町民の自主的な自然環境保全・再生活動、環境に配慮した事業・生活等を支援します。

2　天王山の保全と活用

－荒廃竹林再生のための農道整備を進めるとともに、行政、地権者、地域住民、ボランティア、企業等が協力・連携する天王山周辺森林整備推進協議会等の活動の活発化を図ります。
－名神トンネル湧水を含めた地下水の保全と活用等による、放置・荒廃竹林の水土保全林化を検討します。
－天王山周辺の社寺や美術館等と連携し、自然と歴史の保全と活用を図ります。

3　河川空間の保全と活用

－淀川河川公園(国営)の整備計画に、住民と町のニーズ･要望をとりまとめ、参画します。
－京都第二外環状道路の整備に伴い、町と住民が道路管理者とともに小泉川の「川の辺の道」づくりに参画します。
－河川等の空間については、親水・防災等の機能に加え、うるおいのある生活環境や地域文化を育む場としての空間づくりを進めます。
－住民や事業所の協力のもとに排水の浄化に努め、河川水質の改善を図ります。
－河川等の美化の啓発に努めるとともに、不法投棄の監視、住民ボランティアによる清掃活動の支援等により、河川環境の保全に努めます。

4　多様な生き物の生息環境の保全と稀少な生き物の保護

－森林の自然生態系、河川の良好な水質や自然生態系の保全・回復を図り、地域個性のある景観を保全し、多様な生き物の生息・生育の場づくりに努めるとともに、稀少な生き物の保護に努めます。

5　緑の環境を保全し育てる条例の検討

－緑地の保全に配慮する開発に向けて、緑の環境を保全し育てる条例の制定を検討します。

6　農地やため池等の保全と活用

－農地やため池等の保全と活用による自然環境保全を図ります。

第２節　治山・治水

◆現況と課題

○　わが国では、放置され、荒廃した森林が増加し、山地災害が起きやすくなり、大きな問題となっています。また、これに伴う大きな問題として「獣害」があり、里山では農作物、牧草地の被害が進行し、山の土壌が侵食されて流出し、生態系にも強い影響を及ぼしています。これに対し、国は、森林の再生を重要な課題として強力に支援しています。

○　天王山も同種の課題を抱えており、地すべり、山崩れ、土石流等による災害が起こりやすい、もろい地質であるため、関係機関の協力のもとに適切な治山対策に努め、水源涵養、水質浄化、地崩れ防止、地球温暖化防止など、森林の多面的・公益的機能の再生を図らなくてはなりません。また、地下水は近年では公水の考えが高まり、住民の貴重な財産との認識に立ち、とくに水源涵養に力を入れる必要があります。

　また、こうした身近な治山の問題について、住民意識の啓発を図り、教育･学習を促し、町民と行政が協働で問題に取り組む必要があります。

○　町内の河川は、桂川の増水時にその水を受けて逆流し、低地ではしばしば内水被害を被っています。平成 21 年 3 月に近畿地方整備局で淀川水系河川整備計画が策定されましたので、この計画による河川整備の促進を強く要望していく必要があります。

　都市化に伴って流域の保水機能が減少し、流出量が増大しており、今後とも保水機能の回復と安全性の確保を図っていく必要があります。

○　町内の都市河川は、公共下水道の雨水幹線として計画され、一部改修済となっています。今後とも、順次改修を進めていく必要があります。

◆施策の体系

- 治山・治水
  - 治山・治水の啓発
  - 天王山周辺の治山対策の推進
  - 治水対策の推進
    - 桂川河川整備促進等の要望
    - 都市河川（下水道雨水幹線）の治水対策の充実
    - 都市小河川（小水路）の整備の検討
    - 総合的な雨水対策の推進

◆計画対応

１　治山・治水の啓発

－治山・治水の啓発、教育を進めます。

２　天王山周辺の治山対策の推進

－防災パトロールにより、地すべり・山崩れ・土石流など危険個所の把握・監視・広報を進めます。

－各関係機関に危険個所の整備促進を要望していきます。

３　治水対策の推進

①　桂川河川整備促進等の要望

－淀川水系河川整備計画にもとづく自然と調和した桂川河川整備の促進及び町域での拡大を関係行政機関とともに要望します。

②　都市河川（下水道雨水幹線）の治水対策の充実

－都市河川（下水道雨水幹線）は逐次整備し、防災パトロールを強化するとともに、維持管理に努めます。

③　都市小河川（小水路）の整備の検討

－河川法適用外の都市小河川（小水路）については、制度を含めてその取扱い方法を検討します。

④　総合的な雨水対策の推進

－自然と調和した健全な環境づくりに向けて、水循環と治水についての学習を進めます。

－公共施設整備にあたっては、雨水の浸透・貯留能力の向上を図ります。

－住民の雨水貯留設備の設置支援を充実します。

第３節　公園・緑地等

◆現況と課題

○　本町の公園は、桂川の河川敷に町営桂川河川敷公園及び国営淀川河川公園があり、平成22年３月現在、町内の各住区に小規模な街区公園21か所、一般公園28か所、計49か所あります。

　身近な公園・緑地は、コミュニティ活動の場として大切な役割を果たします。現在整備されている公園は、大部分が昭和40年代以降に形成された市街地にあり、旧来の市街地や集落においては多少不足しているため、整備が必要となっています。

○　地域社会の少子･高齢化、週休２日制など自由時間の増大、住民のライフスタイル※の変化、防災機能の充実の必要性など、地域・地区で多様なニーズがあるため、住民と協働で公園・緑地の整備や再整備を検討する必要があります。

○　本町には広域幹線交通網が集中しているため、地域コミュニティが分断されることになっています。そこで、それら公共交通の高架下空間を憩いとふれあいのあるコミュニティ活動に活用できるようにすることが課題となっています。

○　広域道路交通網の整備に伴い、道路と高架下空間、小泉川の「川の辺の道」づくり、国営淀川河川公園などの一体的整備を図り、河川敷へのアクセスをよくする必要があります。

　国営淀川河川公園については、淀川水系河川整備計画・淀川河川公園整備計画にもとづいて、これからの自然との共生の時代に向けて多自然の河川づくりを行い、人と川のつながりを重視し、住民参加による公園整備が進められています。そこで、町としてのニーズ・要望をとりまとめ、この計画に参画していく必要があります。

　これと連携する町営桂川河川敷公園も自然共生型の公園に改め、既存のスポーツ空間に加えて、水辺空間の自然に親しむ親水・レクリエーション、防災等の機能を加える必要があります。

　さらに、河川敷空間が定期的に、頻繁に利用され、安全性が高まるように工夫することも重要な課題です。

○　本町は、水とみどりゆたかな自然環境に恵まれており、天王山、桂川河川敷、小泉川、田園地区等の緑地をつなぐ、回遊性のある緑地ネットワーク（大山崎散策回廊）づくりが計画され、ボランティアにより整備が進められています。また、花と緑のまちづくりもボランティアにより進められています。そこで、町民参加による緑地ネットワークの整備や緑化の推進が課題となっています。

ライフスタイル
　衣・食・住などの生活様式をはじめ、職業・居住地等の選択、社会との関わり方などを含む広い意味での「暮らし方」「生き方」のことです。

◆施策の体系

- 公園・緑地等
  - 緑の基本計画の推進
  - 住民参加の都市公園の整備・充実
    - 国営淀川河川公園整備の促進
    - 特色ある都市公園づくり
    - 街区・近隣公園の整備
  - 高架下空間の公園等多目的機能の整備
  - 緑地の整備
    - 緑化の推進
    - 緑地のネットワーク化

◆計画対応

1　緑の基本計画の推進

－緑の基本計画にもとづく公園・緑地等の整備を進めます。

2　住民参加の都市公園の整備・充実

①　国営淀川河川公園整備の促進

－国営淀川河川公園を誰もが快適に利用できるよう、大山崎 JCT・IC と連携した形でのバリアフリーのアプローチ整備を国土交通省や関係機関に要望していきます。

－最低限必要なバリアフリーの施設整備に加えて、桂川河川敷公園と一体化する散策路等、町のニーズ・要望をとりまとめて参画します。

②　特色ある都市公園づくり

－「淀川三川合流域地域づくり構想」の歴史文化を楽しめる散策路づくりを、淀川三川合流域地域づくり推進協議会と連携して検討します。

－桂川河川敷公園について、国営淀川河川公園と連携した形で、川辺の多様な生物の生息を保全しつつ、自然共生型のレクリエーション、健康づくり、スポーツ等の場となるよう図るとともに、防災機能の充実を検討します。

－地域・地区のニーズに合わせて、自然とのふれあい、高齢者のレクリエーションや交流、防災等、公園の多機能化を図るとともに、安全で安心できる、特色ある都市公園づくりを進めます。

－京都第二外環状道路の整備に伴う小泉川の「川の辺の道」づくりに、町と住民が道路管理者とともに参画し、うるおいのある水に親しむ空間づくりを進めます。

③　街区・近隣公園の整備

－町内会・自治会の提案による住民参加の公園整備・再整備と維持管理を検討し、コミュニティ形成に資する、安全で安心できる、街区・近隣公園等の整備を進めます。

3　高架下空間の公園等多目的機能の整備

－鉄道・高速道路の高架下空間の緑化と、町やコミュニティによる利用を、各関係機関に要望していきます。

4　緑地の整備

①　緑化の推進

－行政、企業、住民等の協働のもとに公共空間、企業、民有地等の緑化を進めます。

－町民ボランティア等が維持・管理する、花と緑のまちづくりを支援します。

－緑化基金制度の導入を検討します。

②　緑地のネットワーク化

－天王山・淀川（桂川）河川敷・小泉川・田園地区等の緑地をつなぐ、回遊性のある緑地ネットワーク（大山崎散策回廊）の整備を、町民参加により進めます。

第４節　アメニティ※の創出

◆現況と課題

○　本町は西に天王山、東に淀川（桂川）があり、彩りゆたかな自然があります。また、華やかな歴史の舞台でもあったことから、他の地域にはないゆたかな個性を誇ります。そこで、今後、地域の自然や歴史文化に学びながら、郷土への愛着をはぐくむふるさとづくりを進め、地域個性ゆたかなまちを創り出すことが大切です。そこで、天王山周辺の社寺をはじめ、西国街道や農業集落等における歴史的・伝統的な街並みについては、その個性ゆたかな景観を活かした市街地を整備する方策を検討していく必要があります。

○　「住民アンケート」によると、町の望ましい将来像として「自然がゆたかなうるおいのあるまち」への回答が最も多く、47％でした。

○　国道 171 号から東の工業系用途地域については、大企業を中心に工場が立地しています。その環境整備については、各企業によって緑化等アメニティの向上が進められ、緑化スペースの地域開放等により地域社会との交流が深められています。今後さらに各企業と連携しながら、この地域の緑化を促進していく必要があります。

○　アメニティを阻害する要素としては、まず地域を分断する広域交通施設があげられます。JR 東海道新幹線、名神高速道路等の高架施設は、とくに景観への影響は大きく、さらに大山崎 JCT・IC の大規模な高架施設が整備され、京都第二外環状道路Ｂ区間の高架施設が整備される予定です。

　また、犬の糞の放置、歩きたばこや吸殻の路上廃棄、水路・河川・道路等に散乱する空き缶やゴミくず、乱立する広告物などもあげることができます。

○　本町では、ゴミゼロ運動及び町内一斉クリーン作戦の実施など、町内の事業所、町内会・自治会と協力して清掃活動を推進し、平成 14 年には大山崎町生活環境美化に関する条例を施行し、モラルの向上と美化思想の普及に努めています。

　今後は、関係機関の協力により高架空間のアメニティづくりを図るとともに、町民との協働により、清掃活動や環境美化に努め、美しくさわやかなまちづくりを進める必要があります。

アメニティ
「環境の快適さ」の意味です。豊かな緑、清らかな水辺、さわやかな空気、静けさ、美しい町並み、歴史的な雰囲気などがアメニティの主たる構成要素と考えられています。

図表 17　快適でうるおいのある生活環境づくりのために重要な施策（住民アンケートより）

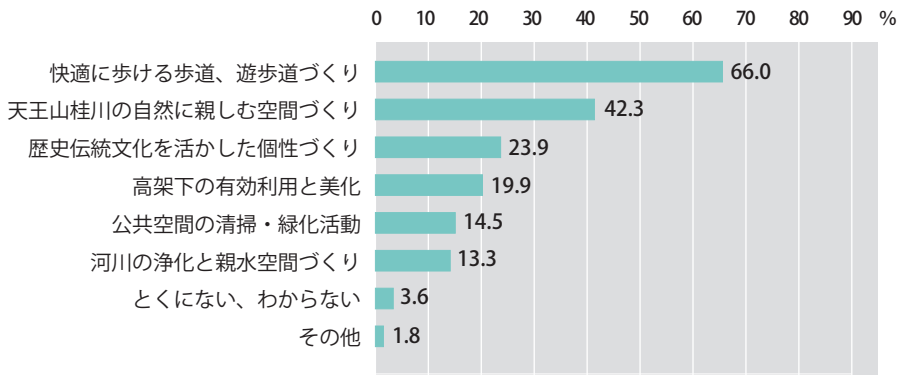

◆施策の体系

- アメニティの創出
  - アメニティゆたかな景観づくり
    - 地域個性ゆたかな拠点地区の形成
    - アメニティゆたかな住環境の形成
    - 工業系用途地域ゾーンのアメニティの向上
  - 環境美化の促進
    - 公共空間の美化
    - 高架施設の修景・緑化と利用規制
    - 町民との協働による環境美化の推進

◆計画対応

1　アメニティゆたかな景観づくり

①　地域個性ゆたかな拠点地区の形成

－駅及び駅周辺地区は、本町のエントランスエリアとして地域個性ゆたかな空間づくりを進め、歴史文化の薫り高い、趣のあるまちとなるよう図り、大山崎ふるさとセンターから離宮八幡宮への西国街道沿いの店舗を中心とする歴史的個性を生かした街並みづくりを支援します。

－大山崎 JCT・IC 周辺地区は、京都・乙訓地域へのエントランス・エリアとして地域個性ゆたかな空間の創出を図ります。また、高速道路の緩衝地帯の確保・整備や、高架下利用に対する町の優先措置を国・府・関係諸機関に要望します。

②　アメニティゆたかな住環境の形成

－本町の個性ゆたかな自然景観の保全と活用に努めるとともに、歴史風土に培われた景観の保全と活用に努めます。

－西国街道沿いや農業集落等については、歴史や風土を活かした美しい街並みづくりを町民との協働により進めます。

－緑化協定や民有地緑化等を支援し、緑あふれる住環境づくりを進めます。

－アメニティのあるまちづくりへの気運を高めることを通して、町民それぞれが地区の個性や周辺に配慮した建築物づくりや広告物の自主的な規制を行い、調和のとれた地区環境の形成に努めるように図ります。

③　工業系用途地域ゾーンのアメニティの向上

－工業地域内の工場敷地について、緑化等アメニティの向上について協力を要請していきます。

－国道の歩行空間について、アメニティのある整備を国・府に要望していきます。

2　環境美化の促進

①　公共空間の美化

－地域個性を活かした環境と人にやさしい快適な空間づくりに向けて、公共空間の修景・美化を進めます。

②　高架施設の修景・緑化と利用規制

－関係機関の協力により高架の修景や高架下の緑化及び利用規制を図ります。また、西山と桂川を結ぶ緑の回廊とする生き物のネットワーク空間づくりを図ります。

③　町民との協働による環境美化の推進

－犬の糞の清掃や歩きたばこと吸殻の路上廃棄の自粛等マナーの向上、環境美化意識の向上を図ります。

－ボランティア団体や学校等と連携し、清掃活動の推進を図ります。

－環境美化推進員の協力を得て、町民との協働による環境美化を進めます。

第５節　循環型社会の構築と地球温暖化防止等

◆現況と課題

○　これからの時代は、地球規模の環境問題や限りある資源の問題に対し、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造を見直し、「すぐにごみになるものを作らない、売らない、買わない」の三つを柱とした循環型社会の構築をめざし、住民・事業者・行政の三者が一体となって取り組んでいくことが大きな課題だと考えられます。

そこで、平成 19 年に循環型社会の構築をめざし、町民と行政の協働による「一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。

○　一般廃棄物処理については、乙訓二市一町による乙訓環境衛生組合により処理しています。平成 22 年現在、225 トン／日の焼却処理能力となっています。

近年、可燃物焼却処理に伴って放出されるダイオキシン等有害物質の低減を図るため、焼却炉の更新を計画的に進めてきました。また、リサイクル法にもとづいてリサイクルプラザが平成 11 年から稼働し、資源物の分別収集の推進に取り組み、その有効利用に努めています。

○　近年ごみ質の多様化に伴い、その他プラスチック類等の分別を加え、資源ごみ７区分の収集を開始し、ごみの量は微減傾向にあります。

一方、ごみ処理に係る経費は増加傾向にあり、各施設の改良・更新も必要となっています。さらに、将来的な最終処分先の確保を検討する必要もあります。

○　家電リサイクル法等の施行に伴い、有用な資源を多く含む冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、エアコン、衣類乾燥機、洗濯機、パソコンの回収ルート・再生利用システムが整備されましたが、乙訓環境衛生組合で適正に処理することが困難な廃棄物も増加しており、生産者団体による自主回収・再生システムの構築が急がれています。

○　また、本町では、人口急増期の建築物について更新期を迎えるものも多いため、建築工事に係るリサイクルの推進やアスベスト対策も課題だと考えられます。

○　地球環境の問題として取り上げられている地球温暖化防止は、循環型社会の構築と同様に、事業者と住民と行政が連携して「環境に配慮した事業と生活」として取り組む必要があります。国は、温室効果ガスの排出量について2020年までに1990年比25％削減を表明し、「チャレンジ 25」として温暖化防止の国民運動を展開しており、町内の大企業なども積極的に削減を進めています。

◆施策の体系

- 循環型社会の構築と地球温暖化防止等
  - 環境に配慮した事業・生活や循環型社会の学習・教育の推進
  - 資源の循環的利用と適正処理の推進
    - ごみ排出抑制の推進
    - リサイクル（再生利用）の推進
    - リユース（再使用）の推進
    - ごみ収集体制の改良の検討
    - マイバッグ運動の推進
  - 地球温暖化防止活動等環境に配慮した事業・生活の推進

◆計画対応

1　環境に配慮した事業・生活や循環型社会の学習・教育の推進
（学校教育・生涯学習と連携）

－大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造と環境問題や資源問題との関わりや、循環型社会についての学習・教育を進めます。

－石油等有限な化石燃料にもとづく文明から、再生可能・持続可能なエネルギーにもとづく文明への転換と、これに伴う事業や生活の変化についての学習・教育を進めます。

2　資源の循環的利用と適正処理の推進

①　ごみ排出抑制の推進

－ごみの排出抑制の啓発・広報活動を進めます。

－団体、事業者等の自主的なごみ減量化の表彰制度を検討します。

－指定ごみ袋制の導入を検討します。

②　リサイクル（再生利用）の推進

－ごみのリサイクルに向けて、資源ごみの分別収集の細分化等による回収の拡大化を進めます。

－事業活動で排出された廃棄物を事業者の責任により処理することや、ごみ減量リサイクル推進店の認定制度等により、事業者による再生可能な商品等の回収システムづくりを進めます。

③　リユース（再使用）の推進

－リユースの啓発や機会の拡充に努めます。

－フリーマーケットなどを支援します。

－リサイクルプラザを活用し、リユース技術の修得を促進します。

④　ごみ収集体制の改良の検討

－収集の時間、場所、方式などを検討します。

⑤　マイバッグ運動の推進

－マイバッグ運動を推進します。

3　地球温暖化防止活動等環境に配慮した事業・生活の推進

－消費者ニーズに合った環境保全型農業や環境に配慮する工業をはじめ、環境に配慮する産業への転換を促します。

－省資源・省エネ運動、地域エネルギー（太陽エネルギー等）の利用促進、環境負荷減少に向けてのマイカー自粛と自転車や公共交通利用の促進など、環境に配慮した事業や生活を進めます。

－町の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制に関する計画を新たに策定し、地球温暖化防止対策を推進します。

第６節　消費生活

◆現況と課題

○　本町は商業施設が少なく、閉店する商店が増えています。住民は町外商店の利用がかなり多く、高齢者の町外での買物も多くなっています。このため、生活圏の狭い高齢者等の消費生活の利便性の確保を図る必要があります。

　一方、阪急新駅の開設に伴い商業施設が増えることも予想され、高齢化に対応した移動販売サービスの充実やネットスーパーなどの配達サービスも想定されます。このため、生活圏の狭い高齢者も、安価で、利便性、安全性が高い消費生活が可能になることも考えられます。

　こうしたことを踏まえて、地元商店の配達サービス、買物代行サービス等を活用できる消費生活を拡大することが課題です。

○　一方、急速に進展する高齢化、情報化などを背景に、とくに高齢者や若年層を対象としたさまざまな消費者トラブルが発生しています。また、悪質商法、振り込め詐欺、耐震リフォーム詐欺、多重債務問題などが社会問題化しています。このため、国においては消費者庁が設立され、消費者保護の制度が整備されてきています。

　そこで、住民が健全な消費生活を送ることができるよう消費者相談を充実させるとともに、消費者自身による健全な消費生活実現への主体的取り組みを促す必要があります。

○　安全志向、健康志向の高まりとともに、家庭や地域での消費生活を見直す動きが出てきています。また、地球規模での環境問題が深刻化していることに対し、住民一人ひとりが大量廃棄や使い捨ての生活を見直し、地産地消を活用し、環境に配慮する生活へと転換を図るとともに、事業者についてもこれと連携した事業展開を図ることが欠かせないこととなっており、行政による適切な指導が必要となっています。

◆施策の体系

消費生活
- **高齢者等の買物支援**
- **消費者相談の推進**
- **消費に関する学習・教育の促進**
- **地産地消の促進**
- **環境に配慮する健全な消費生活の推進**

◆計画対応

１　高齢者等の買物支援

－高齢者等の消費ニーズの把握に努め、関係機関と連携して、事業者による対応を促進します。

－共助のしくみづくりと併せて買物代行サービス等を検討します。

２　消費者相談の推進

－京都府の消費生活安全センター等と連携し、消費に関するトラブルに適切に対応する相談体制、各種情報収集と提供などに努めます。

３　消費に関する学習・教育の推進

－省エネ・省資源、リサイクル、温室効果ガス削減等環境に配慮した消費生活の学習・教育を進めます。

－消費者の主体的で自立した対応を促すよう、生涯学習や学校教育と連携して、消費生活の学習・教育を推進します。

－高齢者のためのインターネットを用いた安全で、経済的で、便利な消費生活の教育を推進します。

４　地産地消の促進

－環境への配慮になり、地域を活性化する地産地消の消費活動を促します。

－地元商業による地産地消を促します。

５　環境に配慮する健全な消費生活の推進

－環境に配慮する健全なライフスタイルの創出に向けて、住民の多様な活動を支援します。

－消費者団体相互の情報交換・交流を促進します。

－商品の適正な表示等、食品・生活関連品の安全性確保のための事業者の自主的取り組みを促します。

三世代定住化に向けての体系的で安全な都市・生活基盤づくり

施策展開の基本テーマ

（1）広域交通網整備への対応

広域交通網の整備に対応し、緩衝緑地帯の整備を促し、地域の交通体系の見直し、地域ニーズに適した都市機能の導入や良好な市街地の形成を課題とします。

（2）生活交通環境の整備

通過交通を抑制し、徒歩や自転車での交通及び急速に増加する高齢者等のためのバリアフリーの生活交通環境確保を課題とします。

さらに、マイカー利用を抑制する公共交通への転換、バス等による移動の便をよくすることを課題とします。

（3）広域交通網の整備に伴う開発動向への対応

広域交通網の整備に伴う開発動向に応じて、円明寺が丘団地等の再開発支援策を検討するとともに、山林・農地等の無秩序な開発の進行を抑制することを課題とします。

（4）水道事業経営の健全化

水道事業の健全化に向けて、水道施設の効率的な運転や経営の合理化等を課題とします。

（5）安全で安心できる都市環境の整備

防災・防犯の視点から都市環境を見直し、災害に強いまちづくり、地域ぐるみでの安全性の確保、あるいは、高齢者等に配慮した交通安全施策など、安全で安心できる生活基盤づくりを課題とします。

第１節　土地利用

◆現況と課題

○　本町の総面積は、5.97 平方キロメートルを有し、土地利用の現況は、平成 22 年現在、山林約 78.2 ヘクタール（約 13.1％）、農地約 33.5 ヘクタール　(約 5.6％)　、宅地約 138.8 ヘクタール（約 23.2％）、その他約 346.5 ヘクタール（約 58.1％）です。町域は、全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域約 318 ヘクタール (約 53％)、市街化調整区域約 279 ヘクタール (約 47％) で、市街化区域については用途地域指定がなされています。

○　本町は、高度経済成長に伴い、昭和 30 年代から京都・大阪のベッドタウンとして住宅が進出し、昭和 41 年から京都府住宅供給公社の円明寺が丘団地開発により、急激に人口が増加しました。昭和 40 年代には、国道 171 号から東の工業系用途地域に、大企業を中心とした工場立地が相次ぎ、町の現状が形成されました。

　昭和 40 年代の後半になると、大規模な宅地開発は終わり、かわって地価の高騰からミニ開発が進行しはじめました。

○　町域は、町を横断する名神高速道路やＪＲ東海道新幹線など広域幹線によって分断され、土地利用の上でさまざまな支障をきたしています。近年の名神高速道路拡幅及び側道整備、都市計画街路整備、大山崎 JCT・IC の整備に加えて、京都第二外環状道路とその側道及び長岡京 IC（仮称）の整備が着手され、さらに阪急京都線の新駅が、京都第二外環状道路との結節点に、平成 24 年度末完成を目標に事業化されています。

○　現在、わが国は人口減少時代となり、少子高齢化対応の公共交通、徒歩、自転車等による人と環境にやさしいまちづくりに向けて、都市計画制度の見直しが進められています。本町では広域交通網の整備が進行していますが、これに伴う住宅需要の増大に対し、昭和 40 年代に建築された住宅の建替え・再開発等を検討するとともに、山麓の緑地侵食や無秩序な乱開発等を抑制し、ミニ開発に対しては適切な指導に努め、農地・山林の保全を図りながら人と環境にやさしいエコ・コンパクトシティ※に向けての土地利用を進める必要があります。

エコ・コンパクトシティ
　少子高齢化に対応して公共交通、徒歩、自転車で日常の用事を済ませられる「人や環境に優しい集約型構造のまち」に転換を図ることを目的とし、暮らしをサポートする機能を中心地に集約する環境負荷の少ない都市です。

◆施策の体系

土地利用
- **都市計画マスタープランの運用**
- **用途地域・地区指定等の見直し**
- **開発指導・誘導の強化**

◆計画対応

１　都市計画マスタープランの運用

－都市計画マスタープランを町民、関係機関に広く周知して、まちづくり事業、土地利用の規制・誘導の指針として運用していきます。

２　用途地域・地区指定等の見直し

－今後の土地利用変化が見込まれる地区等について、必要に応じて用途地域・地区指定等

の見直しを検討していきます。
－ミニ開発を防止し、ゆとりある良好な宅地供給を図るため、最低敷地面積の変更を検討します。

３　開発指導・誘導の強化

－用途地域・地区指定にもとづく土地利用の規制と誘導を図り、土地利用の純化に努めます。
－無秩序な乱開発については、関係法令等により誘導方策等を検討し、抑制していきます。
－ミニ開発等について、町開発指導要綱にもとづき、緑の基本計画等と併せて、地権者を含めた開発主体の理解と協力のもとに、地区の特性に応じた計画的誘導を図ります。

図表 18　　大山崎町都市計画図

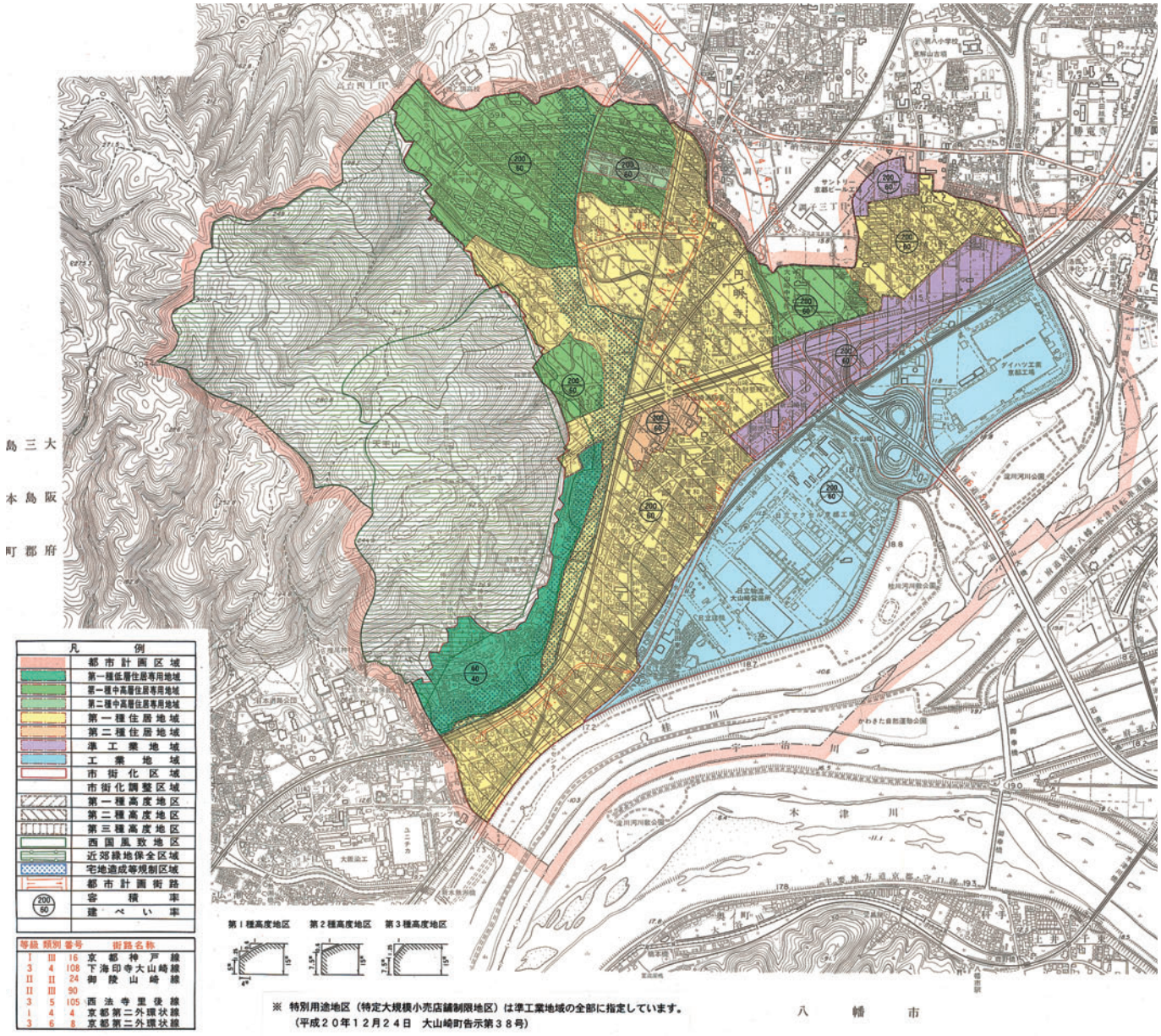

第２節　市街地整備

◆現況と課題

シビックゾーン
公共施設等の集積した地域住民の都市生活のセンターとなるゾーンのことです。

○　本町の中心地は、町役場をはじめとする公共施設を集積するシビックゾーン※があります。このゾーンは、今後とも町民の交流・ふれあいの場、まちづくり活動の場として、諸機能の集積を図っていく必要があります。

　また、町の拠点としてJR山崎駅と阪急大山崎駅があり、これら両駅は町の南西端部に位置し、表玄関口となっています。両駅周辺地区は、由緒ある歴史を誇る地区ですが、交通ターミナル機能の利便性や商業機能の集積を進め、駅と関連する諸機能の充実を図ることが課題となっています。

○　本町の市街地は、府道西京高槻線沿道の旧来の市街地、町北部に点在する旧来の集落地、高度経済成長期に開発された比較的新しい市街地からできています。また、国道171号以東は工業系市街地となっています。

　これらの住宅市街地については、高齢者人口の増加に伴い、高齢者に住みよい生活環境づくりが必要とされています。

　また、旧来の市街地のなかの一部住宅が密集した地区については、道路が狭いため、安全性や利便性の向上が課題になっています。

○　近年の名神高速道路、京都第二外環状道路、及び、国道171号を結ぶ大山崎JCT・IC開設に伴い、車と人が集中する地区には、新拠点地区づくりとして地域個性ゆたかなエントランス機能を整備するとともに、地域ニーズにあった新しい都市機能を導入することを課題としています。

○　現在、阪急京都線の新駅が、京都第二外環状道路との結節点に、平成24年度末完成を目標に事業化されています。また、大山崎JCT・ICの整備に加えて、京都第二外環状道路とその側道及び長岡京IC（仮称）の整備が着手されています。

　このため、この新駅に近い地区には、まちづくりの重要な課題が生じています。とくに円明寺が丘団地については、建物の老朽化の進行や、高齢者の増加等により、建物のバリアフリー化等の課題を内包している中で、新駅開設に伴う住宅需要動向などをふまえて、円滑な建て替え・再開発の支援策を検討していくことが必要だと考えられます。

　また、住民のライフステージに応じたリフォームや住み替え等のニーズに対応した施策も必要だと考えられます。

○　本町の農地は、ほとんどが市街化区域内農地ですが、宅地への転換意向をもつ農家は少数にとどまっています。しかしながら、無秩序な開発が進行することを防止するため、農家の意向をふまえながら農地の保全を進めるとともに、宅地化する意向の農地については、計画的開発を図る必要があります。

◆施策の体系

- 市街地整備
  - 町の核・拠点の形成
    - シビックゾーンの形成
    - 駅周辺の拠点形成
    - 大山崎 JCT・IC 周辺の拠点形成
  - 住宅市街地の整備
    - 住宅市街地の安全性の向上
    - 広域交通網整備に対応する良好な市街地の形成
    - 円明寺が丘団地等の建替え等の支援策の検討
    - 市街化区域内農地の保全と活用
    - リフォームや住み替え等の支援
    - 土地区画整理事業や地区計画等の検討

◆計画対応

1　町の核・拠点の形成

①　シビックゾーンの形成

－町役場周辺をシビックゾーンと位置づけ、公共施設、交流やふれあいの施設等の集積を進めます。

②　駅周辺の拠点形成

－ JR 西日本、阪急電鉄、阪急バス、京阪バス等と連携し、駅周辺の交通ターミナル機能を高めるように図ります。

－歴史文化の薫り高い、地域個性ゆたかな空間づくりを図ります。

－地域住民、交通機関利用者、観光レクリエーション者等のニーズに対応した商業機能の集積を図ります。

－将来的に、JR 山崎駅と阪急大山崎駅の乗り換えの利便性の向上に資する複合ターミナルとして、一体的に整備することを検討します。

③　大山崎 JCT・IC 周辺の拠点形成

－乙訓・京都市への地域個性ゆたかなエントランス機能の整備を図ります。

－本町の地域ニーズに合った都市機能の導入を図ります。

２　住宅市街地の整備

①　住宅市街地の安全性の向上

－密集市街地については、地区住民の参加のもとに、防災計画と連携する地区計画づくりを進めます。

②　広域交通網整備に対応する良好な市街地の形成

－大山崎 JCT・IC、京都第二外環状道路とその側道等、広域交通網整備と併せた周辺地域整備について、緩衝緑地帯の確保・育成を要望し、良好な市街地の形成を図ります。

－農地・山林等の保全を図り、自然環境との調和のとれた市街地形成を図ります。

－ゆとりある良好な宅地供給を図るため、都市計画の見直しを進めます。

③　円明寺が丘団地等の建替え等の支援策の検討

－阪急新駅の設置に伴う住宅・宅地需要の高まりを活用し、集合住宅の建替えに関する事例や手法の検討を進め、居住者の意向にもとづく支援策を検討します。

－高齢者に配慮したバリアフリーの環境にやさしい再開発を検討します。

④　市街化区域内農地の保全と活用

－市街化区域内農地については、農地保全と活用の相談機能の充実を図ります。

－農地の保全と活用を検討し、宅地化する意向のある農地については、計画的対応を図ります。

⑤　リフォームや住み替え等の支援

－ライフステージに応じたリフォームや住み替え等を支援します。

⑥　土地区画整理事業や地区計画等の検討

－円明寺地区における土地区画整理事業や地区計画等を、地区住民・地権者の意向のもとに検討します。

第３節　交通

◆現況と課題

○　本町の道路網には、広域幹線道路としては、国道 171 号、国道 478 号があり、京都・大阪間の通過交通用に供しています。

　生活幹線道路としては、南北方向に府道西京高槻線、町道大山崎円明寺線等がありますが、いずれも狭隘で、安全性や利便性の向上が課題となっています。南北方向の二つの生活幹線道路をつなぐ東西道路については、町道東西線及び都市計画街路西法寺里後線があります。

　既成市街地のなかの一部密集地区には、安全性や利便性、あるいは防災機能上からも問題のある非常に狭い道路があり、改善を必要としています。

○　近年、名神高速道路、京都第二外環状道路、国道 171 号を結ぶ大山崎 JCT・IC が整備され、さらに京都第二外環状道路 B 区間〔大山崎 JCT・IC ～ (仮称) 大枝 IC〕と側道及び長岡京 IC(仮称) の整備が着手されています。

　この整備に伴い、町内の生活道路への通過交通の進入が増加しています。そこで、通過交通を抑制し、より安全で便利な生活道路交通の体系を構築しなくてはなりません。

○　本町の公共交通体系については、鉄道として JR 東海道本線と阪急京都線があり、バス路線として京阪バスと阪急バス等が運行されています。

　阪急新駅設置に伴うバス運行ルート、運行時刻、バス停留所等の見直し時に、バス会社と連携して町民のバス交通ニーズの反映を図ると共に、これを補完する公共交通の確保・充実を図ることが課題です。

　鉄道については、主に、京都、大阪方面への通勤・通学に利用されており、駅周辺整備を促進することが課題となっています。また、公共交通の活性化に向けて、阪急京都線の長岡天神駅と大山崎駅の中間に新駅設置が予定されています。

○　自動車利用の増大や周辺市町における都市機能の集積と相まって、生活圏の拡大化傾向がつづき、「住民アンケート」では、買物や医療の交通の便がよくないとされてきました。この生活圏の拡大化のなかで、高齢者たちの交通手段確保のニーズが大きく、高齢者・障害者・児童などの交通弱者が、安心して快適に移動できるよう交通環境の整備を進める必要があります。これに対し、本町は町域が狭いため、コンパクトなまちづくりのもとに、人と環境にやさしい安全で快適なバリアフリーの交通環境に向けて、徒歩や自転車が有効な生活交通手段となるように図ることが大切です。そこで、平成 20 年度に「大山崎町バリアフリー基本構想」を策定しています。

　また、これからの時代の低炭素社会とエコ・コンパクトシティに向けて、マイカー利用を抑制しながら公共交通の便を良くし、徒歩や自転車による生活圏の充実を図ることも重要な課題だと考えられます。

◆施策の体系

- 交通
  - 道路
    - 広域交通網整備に対応した道路交通体系の構築
    - 生活幹線道路整備
    - 生活道路の整備
    - 歩行者・自転車系交通空間の整備
    - 橋梁の長寿命化修繕の計画的取り組み
  - 鉄道
    - 駅周辺整備
    - 新駅設置及びその周辺整備の協議・推進
    - 危険踏切箇所の解消
  - バス
    - バス会社との連携による利便性向上の検討
    - バス停留所整備の要請
    - 観光バスの動線及び待機場所の確保
  - 高齢者等にやさしい交通手段・環境の確保
  - 大山崎町バリアフリー基本構想の推進

◆計画対応

1　道路

①　広域交通網整備に対応した道路交通体系の構築

－大山崎 JCT･IC の開設に伴い、広域交通結節点の交通ネットワーク機能の向上を図ります。

－京都第二外環状道路 B 区間の整備、阪急新駅の設置等、広域交通網整備後の交通動線の変化を想定し、歩行者と自転車利用者等の生活交通の安全性・利便性の向上や地域コミュニティの保全に向けて、通過交通の抑制、生活道路の規制速度の見直し、マイカーから公共交通利用への移行促進など、地域の今後の道路交通環境の課題に対し最も効果的な方策を検討し、新たな道路交通体系の構築を図ります。

－通過交通については、京都第二外環状道路 B 区間の側道を幹線道路として誘導することにより生活道路への進入を抑制し、より安全で便利な生活道路交通体系の構築を図ります。

－道路案内・誘導標識サインについて、わかりやすく、個性があるものに改善します。

－町道東西線（名神高速道路側道）が有効に活用できる交通体系の構築を図ります。

－市街地整備との連携を図りながら、都市計画街路の見直しを進めます。

②　生活幹線道路整備

－府道西京高槻線の狭隘箇所の、拡幅・整備を要望していきます。

－町道大山崎円明寺線については、西国風致地区に指定された沿道の優れた景観保全に努めながら、狭隘箇所の解消を図ります。

－ JR 山崎駅周辺での町道大山崎円明寺線と府道西京高槻線の連絡については、駅・駅周辺整備と併せてその方策を検討します。

③　生活道路の整備

－道路のもつ消防・防災機能、アメニティ機能、交流機能等の向上を図り、道路の多機能

化を進めます。
－住宅密集地区の狭隘な生活道路については、消防・救急・防災機能の確保に向けて、地区住民参加のもとに地区計画づくりに取り組み、道路計画の策定を進めます。

④　歩行者・自転車系交通空間の整備

－学校通学路の安全な歩行空間の確保を図ります。
－歩行者・自転車系交通のネットワーク化を促進します。
－天王山の遊歩道、久保川沿いの緑道、小泉川堤防の「川の辺の道」、桂川河川敷の道等を結び、町民との協働により回遊性のある安全に楽しく歩けるみち（大山崎散策回廊）づくりを進めます。

⑤　橋梁の長寿命化修繕の計画的取り組み

－予防的な修繕及び計画的な架替えにより、橋梁の長寿命化、費用の縮減を図ります。

２　鉄道

①　駅周辺整備

－ JR 山崎駅、阪急大山崎駅周辺についての交通ターミナル機能の向上に向けて、整備を進めます。

②　新駅設置及びその周辺整備の協議・推進

－公共交通の活性化と本町での生活利便性の向上等に向けて、阪急新駅の設置及びその周辺整備について、交通事業者、長岡京市、国及び京都府等と協議・推進します。

③　危険踏切箇所の解消

－ JR 東海道本線の宝寺踏切や高橋踏切等危険踏切箇所の整備については、駅周辺整備と併せた立体化を含む対応を検討します。

３　バス

①　バス会社との連携による利便性向上の検討

－町民の公共交通ニーズを把握し、バス会社等公共交通と、運行ルート、運行時間、バス停留所等を検討します。

②　バス停留所整備の要請

－阪急バス、京阪バスに、バス停留所の付帯施設の整備を要請していきます。

③　観光バスの動線及び待機場所の確保

－大山崎 JCT･IC から駅周辺地区への観光バスの動線及び待機場所の確保を検討します。

４　高齢者等にやさしい交通手段・環境の確保

－公共交通のニーズをふまえ、高齢者等の生活圏や公共交通ニーズに対応した医療機関への送迎バスやコミュニティバス等交通手段の確保を検討します。
－高齢者等の歩行・自転車交通空間は、自動車交通との分離を図り、バリアフリーの歩道・自転車道ネットワークの整備を進めます。

５　大山崎町バリアフリー基本構想の推進

－交通弱者の安全で円滑な移動環境を確保するため、大山崎町バリアフリー基本構想を推進します。
－各公共交通事業者に対して、高齢者や障害者が利用しやすいよう、バリアフリー化を働きかけます。

第４節　水資源・上水道

◆現況と課題

○　本町の水道事業は、昭和 34 年に給水事業が始まり、簡易水道の統合など順次８回の拡張整備を図ってきました。現在、浄水場は２ヶ所、取水施設は６ヶ所に分散しており、老朽施設の近代化と併せて、効率的な施設の整備を進める必要があります。

○　本町の水資源は、全て地下水に頼ってきましたが、昭和 40 年以降の急激な人口増加や生活様式の変化、企業の生産活動の活発化により、水使用量の増加が進み、地下水位の低下や水質の悪化がもたらされました。このため、昭和 52 年に「大山崎町地下水採取の適正化に関する条例」を制定し、適正な採取と合理的な利用により地下水資源の保護と地盤沈下の防止を図ってきました。

　なお、地下水は今後とも貴重な財産として位置づけ、その保全のために地下水涵養を図る必要があります。

○　水道事業は、地下水による上水供給だけでは、質・量ともに恒久的に確保することが困難になることが予想されたため、新たな水源として平成 12 年から府営水道を導入することになりました。このことにより、将来にわたり安全な水を安定供給することが可能となりました。

　現在、経済情勢の低迷や節水意識の浸透に伴う水需要の低下による収入の減少に加えて、府営水道の導入による受水費用負担等により、水道財政が悪化し、経営の健全化を図ることが重要な課題となっています。

○　本町には、市街地区域の一部に現在の給水施設では給水不可能な区域（上水道給水区域外）があり、この区域に給水するには、一定の整備を必要とするという課題があります。

　この他、大規模地震や風水害の発生による水道施設の被害に伴う断水対策として、水道施設の災害対策の課題もかかえています。

◆施策の体系

水資源・上水道
- **水資源**
  - **地下水のかん養と適正利用**
  - **適切な水利用についての意識の向上**
- **上水道**
  - **水道施設の更新**
  - **緊急時給水拠点の確保**
  - **給水区域外の整備の検討**
  - **水道事業経営の健全化**

◆計画対応

１　水資源

①　地下水のかん養と適正利用

－町民と連携し、自然の保水機能を活かしながら地下水のかん養に努めます。
－地下水の保全を図るため、地下水の大口使用者である企業に対し上水道への転換を要請し、地下水の適正かつ合理的な利用を推進します。

２　上水道

①　適切な水利用についての意識の向上

－水の大切さを啓発するとともに、水資源の有限性、水質保全、節水の必要性、上手な水道の使い方、節水の工夫等についての広報活動の充実を図ります。

②　水道施設の更新

－大山崎町水道事業基本計画「大山崎町水道ビジョン」にもとづき、老朽施設の更新並びに主要な管路など基幹施設の耐震化を図り、水道システムの安全性を高めます。

③　緊急時給水拠点の確保

－配水地の更新や、緊急時給水貯水槽の設置により、災害時における給水拠点機能の確保を図ります。

④　給水区域外の整備の検討

－市街化区域内の中の、給水区域外区域への給水方法を検討していきます。

⑤　水道事業経営の健全化

－厳しい経営を立て直すため、施設の効率的な運転や経営の合理化、また、負担となっている府営水道の受水費の軽減や水道事業の広域化など、水道経営の健全化を図ります。

第５節　下水道

◆現況と課題

○　下水道は、町民の快適で衛生的な生活環境をつくる、河川等の水質を保全する、健全な水循環を保全しながら浸水からまちを守るなど、都市の基盤施設として重要な役割を担っています。

　本町の公共下水道（汚水）は、桂川右岸流域下水道関連公共下水道（京都市の西京区・南区・伏見区の一部と向日市・長岡京市・大山崎町の区域）として整備されており、その普及率は100％近くに達しています。今後は未水洗家庭の水洗化促進と維持管理の充実を図ることが必要となっています。

○　町内の都市河川は、公共下水道の雨水幹線として計画され、一部改修済となっています。今後とも、順次改修を進めていく必要があります。

◆施策の体系

下水道
- **公共下水道（汚水）の整備**
- **公共下水道（雨水）の整備**

◆計画対応

１　公共下水道（汚水）の整備

－汚水中継ポンプ場の各種機器を順次更新していきます。
－汚水管の更新等を順次進めていきます。
－予防的修繕等により、ライフサイクルコストが最小となるよう計画的補修を進めます。
－各家庭への接続と維持管理の充実を図ります。また、将来的な維持管理体制について、民間委託を含めて検討を進めます。
－市街化の動向と連動して、処理区域の面的な拡大を図ります。

２　公共下水道（雨水）の整備

－雨水排水ポンプ場の施設整備を進めるとともに、ポンプ設備の更新に努めます。
－雨水幹線の整備を順次進め、維持管理に努めます。

第６節　交通安全

◆現況と課題

○　本町における交通事故は、国道・府道を発生場所とするものが７割近くを占め、死亡事故については、ほとんどが国道 171 号で発生しています。このため、国道　171 号については、歩道、歩道橋、信号機等の安全対策が順次進められていますが、町内の幹線道路については安全対策の整備が遅れています。

「住民アンケート」では、交通の安全性について、「よくない」とする回答が 49％で、５年前より９％増加しています。また、交通環境を良くする施策として、「歩行者の安全や快適性を高めること（歩道の段差解消と交通規制等）」への回答が48％となっています。このため、生活用道路交通安全施設の整備を検討する必要があります。

○　名神高速道路、京都第二外環状道路、国道 171 号を結ぶ大山崎 JCT・IC が整備され、さらに京都第二外環状道路 B 区間〔大山崎 JCT・IC ～（仮称）大枝 IC〕及び側道の整備が着手されています。この整備に伴い、大山崎町周辺の交通形態や、生活道路の通過交通増加などの変化が予想され、より安全で便利な生活道路交通の体系の構築が必要となっています。また、これと併せて、高齢者が急速に増加していることから、とくに高齢者･障害者等の安全に配慮しながら、歩行者優先の道路環境を整備する必要があります。

○　警察庁は、一般道路の規制速度（制限速度）の上限を、安全性の高い道路は 80 キロまで緩和し、逆に歩行者がよく利用する生活道路は最高速度を 30 キロに抑制する新基準をまとめ、各道路の規制速度の見直しを指示しています。

そこで、本町の生活道路についても規制速度を見直し、交通安全対策を抜本的に見直す必要があります。

○　本町の幅員が狭い道路の違法駐車や迷惑駐車は、安全な交通を大きく阻害します。関係機関との連携による指導・取締りや、地元住民との協働による迷惑駐車をなくす運動を促進する必要があります。

○　生涯を通じた交通安全教育についても、今後充実していく必要があります。

図表 19　交通環境を良くするために重要な施策（住民アンケートより）

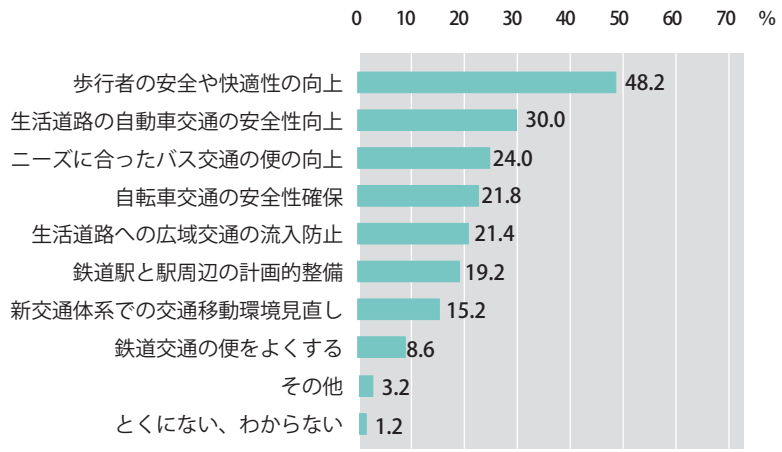

◆施策の体系

交通安全
- **交通安全環境の整備**
- **不法駐車の指導・取締り**
- **交通安全教育の推進**

◆計画対応

1　交通安全環境の整備

－事故発生の情報収集と問題点の把握を進め、交通安全施設や補助施設を再検討しながらその整備を進めます。
－広域幹線道路整備に対応した交通体系の構築と並行して、町内交通の安全性の向上に向けて、見やすくわかりやすい信号機や道路標識、歩道・横断歩道、ガードレール・カーブミラー等交通安全施設の見直しと計画的整備、生活道路の規制速度等交通規制措置の見直しについて、緊急度・必要度を判別し、関係機関と協議しながら推進します。
－交通安全の面からみた道路構造の改善や立体化を進めます。
－高齢者・障害者・児童など、誰もが安全・快適に移動できるよう、バリアフリーの交通環境の確保に努めます。
－通学安全のための歩道等交通安全施設の整備を進めます。

2　不法駐車の指導・取締り

－交通事故を防止するため、違法駐車・迷惑駐車防止の取締りや住民との協働による迷惑駐車をなくす運動を促進します。

3　交通安全教育の推進

－生涯を通じての豊富な交通安全教育機会を確保します。
－家庭・学校・地域・職場等の相互の連携により、交通安全教育を推進します。
－町の交通安全対策については、「京都府の取り組みの重点」に沿って行政・住民・警察・企業等が一体となって啓発に取り組み、交通安全運動を展開します。
－シートベルト着用、チャイルドシート装着の啓発に努めます。

第７節　消防・救急・防災・危機管理

◆現況と課題

○　生命と財産を守り、安心して生活できるまちを実現するため、消防機関と町民が、自助・共助・公助の連携によって、一体となって防火・防災に努める必要があります。そこで、青少年期からの防火・防災教育・訓練によって、生涯にわたる防火・防災意識と行動力を身に付けることも欠かせません。

　また、行政が日常的に防火・防災に関する広報に努める必要もあります。

○　消防団は、少子化や就業構造の変化などに伴い、団員数が年々減少する傾向にあります。

　そこで、災害対応としての活動や防火防災啓発活動に当たる機能別消防団員・女性消防団員の創設や、中高年者や高齢者による防火防災啓発活動などの推進が必要です。

　消防水利の充足率は、ほぼ基準を充たしていますが、地震に備え耐震型防火水そうの整備が必要です。

　住宅火災による犠牲者を減らすため、住宅用火災警報器等の設置が、乙訓消防組合火災予防条例で平成 18 年 6 月から（既存住宅については平成 23 年 5 月までに）義務づけられ、今後さらに全戸設置に努める必要があります。

○　本町には救急指定病院がなく、隣接の市町への患者の搬送に多少の時間を費やしています。救命率の向上を図るには、消防機関の高度救急の充実・強化とともに、町民から期待されている救急指定病院の設置が望まれます。

　救命率の向上を図るには、救急隊の質の向上とともに町民による応急手当が不可欠です。突然の心停止の際の救急処置に有効なＡＥＤ※（自動体外式除細動器）の設置を促進するとともに、救急普及講習等と併せてＡＥＤの講習を一人でも多くの町民に対して実施していく必要があります。

○　本町は、天王山を背に近接して淀川を控え、河川の流路が短く勾配が急で、長雨や豪雨による氾濫の危険性があります。また、周辺部の宅地化に伴って、一部浸水の可能性もあります。そのため、普段から危険箇所の把握に努め、適切な安全対策を講じていく必要があります。

　地震は予知が困難で、突然発生し、広域に被害を及ぼします。また、建物倒壊など直接的被害だけでなく、火災・地すべり・がけ崩れなどの二次災害が発生する恐れが大きいため、町をはじめ防災関係機関、町民等が総力をあげて対応することが必要です。このため、町民が十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねて防災への対応を体でおぼえ、これを家庭、地域、職域等で実践することが大切です。近年、世界各地や日本で地震や風水害が発生していることもあり、防災への関心はかなり高くなっています。

　そこで、町民と行政の協働に向けて、自主防災への関心を高め、自主的に防災計画を策定し、防災組織を設け、日頃から訓練を積み重ねておく必要があります。

　平成 22 年 3 月末で京都南部都市広域行政圏推進協議会は廃止されましたが、同協議会構成市町では、応援協定にもとづいて、引き続き危機管理体制や災害応急活動体制を整備し、連携を図っていくことが必要とされています。

○　平成 19 年 1 月に策定した大山崎町国民保護計画にもとづき、わが国がテロや武力攻撃を受ける有事に備え、京都府の国民保護計画と連携しながら、町民の安全確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。

ＡＥＤ（自動体外式除細動器）
　コンピュータによって、傷病者の心臓リズムを自動的に調べ、除細動（電気ショック）が必要かどうかを自動的に決定するとともに、どういう操作をすべきかを音声メッセージで指示してくれる機器です。除細動を行う必要があるときに限って、除細動の指示をだします。
　法改正によって、一般市民でも心肺停止患者に対し、ＡＥＤを使い除細動を行なえるようになりました。

図表 20　力を入れるべき防災の施策（住民アンケートより）

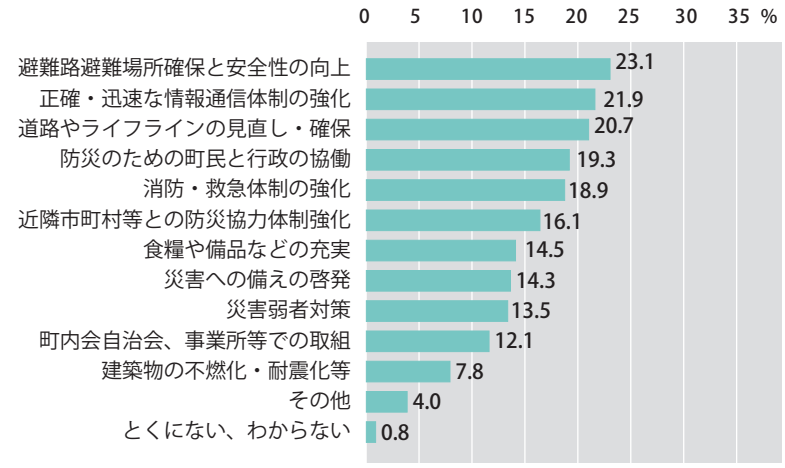

◆施策の体系

- 消防・救急・防災・危機管理
  - 消防
    - 火災予防の推進
    - 消防体制の充実・強化
    - 文化財等の防火体制の強化
  - 救急・救命
    - 住民による応急救護技術の向上
    - 救命率の向上
    - 救急・救助体制の充実・強化
  - 防災・危機管理
    - 災害に強いまちづくり
    - 災害予防の推進
    - 防災体制の強化
    - 自主防災計画・組織づくり・活動の支援
    - 広域防災ネットワークの構築
    - 大山崎町国民保護計画の推進

◆計画対応

1　消防

①　火災予防の推進

－広報等で火災予防と防火知識の普及を図るとともに、防火訓練等の積極的な参加を呼びかけます。

－住宅用火災警報器等設置の普及に努めます。

－要援護者にやさしい、総合的な火災予防行政を推進します。

－放火されない環境づくりを推進します。

②　消防体制の充実・強化

－地域・職場等における安全管理体制を指導します。自主防火・防災組織づくりとその活動を支援・育成し、消防団と自主防火・防災組織との連携の強化を図り、消防体制の充実・強化に努めます。

－地域密着型の自立した消防団の確立に向けて、若年の消防団員の入団等消防団の充実・強化を推進します。

－耐震性防火水そう、避難場所等の拡充を図ります。

－消防組合と消防団の連携強化を図ります。

③　文化財等の防火体制の強化

－文化財の防火体制の強化を図ります。

－天王山に多数存在する歴史的遺産について、火災予防広報や、山林パトロール等の実施に努めます。

２　救急・救命

①　住民による応急救護技術の向上

－「救命の連鎖」による救命率をさらに向上させるため、応急手当の普及啓発と合わせ、ＡＥＤの使用も含めた普通救命講習を推進します。

②　救命率の向上

－救急現場から救急医療機関までの間における救命率の向上をめざし、救急隊の質の向上を図るとともに、ＡＥＤ等最新技術の導入・設置を促進します。

③　救急・救助体制の充実・強化

－乙訓消防組合と連携し、救急・救助活動の充実・強化を図ります。

３　防災・危機管理

①　災害に強いまちづくり

－都市計画や土地利用に際し、災害に強いまちづくりに留意し、延焼遮断帯※、オープンスペース、防災拠点の確保に努めるとともに、建築物の不燃化や耐震性の向上への指導・啓発に努めます。

－災害時の避難場所としての機能を果たす防災協力農地の確保に努めます。

－災害に対する研究を進め、安全対策の充実を図ります。

延焼遮断帯
市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。主に道路、鉄道、公園、緑道等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等に不燃建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯を構築します。

②　災害予防の推進

－土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を進めます。

－防災監視の充実に向けて、気象観測体制の充実・強化、危険箇所の予防措置体制の確立等を図るとともに、治山・治水対策との連携を図ります。

－災害時に備え、資器材・救助物資等の備蓄を整備・管理します。

－災害時における町民の防災行動力の向上等をめざして自主的な防災組織を設け、地震等の災害が発生した場合の防災訓練を進めます。

③　防災体制の強化

－庁内防災体制の確立を図るとともに、「大山崎町地域防災計画」にもとづいた総合的な防災体制の強化を図ります。

－緊急時に、正確な情報を迅速に町民や関係機関に伝達する防災通信網の整備・充実を図ります。

④　自主防災計画・組織づくり・活動の支援

－町内会・自治会の自主防災計画づくり、自主防災組織づくり、リーダーの育成、防災訓練等を支援します。

－自主防災組織による要援護者の防災ネットワークづくりを支援します。

⑤　広域防災ネットワークの構築

－広域防災ネットワークにより、大規模災害時の関係機関と連携した危機管理体制、災害応急活動推進体制など協力体制の充実に努めます。

⑥　大山崎町国民保護計画の推進

－有事における町民の安全確保に向けて、大山崎町国民保護計画を推進します。

第８節　防　犯

◆現況と課題

○　わが国では、街頭犯罪や侵入犯罪の増加、凶悪な少年犯罪の多発、来日外国人犯罪の増加など、治安の悪化が進んでいるとされます。

本町における刑法犯罪の発生件数は、平成 21 年には 157 件でした。そのうちの大半が窃盗犯で、113 件を占めています。

「住民アンケート」によると、防犯について、「よくない」とする回答が 25％で、５年前の調査と比較すると９％減少し、10 年前の調査とほぼ同じとなりました。「よい」とする評価は 11％で、10 年前から５％減少しています。

近年、家族や地域社会の人々のつながりが次第に薄れる傾向にあり、人と人のつながりやつきあいの希薄化に伴う地域社会の犯罪抑止機能の低下が懸念されます。

そこで本町では、町民と行政の協働のまちづくりの一環として、町内会・自治会の防犯力を高めることを通して、人と人のつながりの再生に取り組むことを課題とします。

○　本町では、向日町警察署の管轄のもとに、大山崎交番、円明寺交番の２か所が設置されていますが、今後とも警察施設の充実を図っていく必要があります。

また、住民の協力のもとに、防犯意識の高揚、防犯環境の整備・強化を図るとともに、警察官による防犯パトロールの強化を要請し、犯罪の未然防止を図る必要があります。

◆施策の体系

防　犯
- **防犯体制の充実**
  - **防犯推進協議会の設置と自主防犯組織づくり**
  - **防犯情報ネットワークづくり**
  - **自主防犯活動の支援**
- **防犯の広報・啓発の充実**
- **防犯設備の充実**

◆計画対応

１　防犯体制の充実

①　防犯推進協議会の設置と自主防犯組織づくり

－防犯推進協議会を設置し、地域ぐるみの自主防犯体制づくりを支援します。
－町内の警察体制の充実を要望していきます。

②　防犯情報ネットワークづくり

－防犯情報ネットワークの充実を図ります。

③　自主防犯活動の支援

－町内会・自治会等による危険箇所マップの作成や自主防犯計画の作成を支援します。
－町内会・自治会等による危険箇所の点検と対策、防犯パトロール等自主防犯活動を支援します。

２　防犯の広報・啓発の充実

－防犯の広報や啓発事業の実施等により防犯意識の向上を図ります。

３　防犯設備の充実

－防犯灯の増設等、防犯施設の充実を進めます。
－ＬＥＤ防犯灯への取替えを検討します。
－センサー付門灯設置の支援を検討します。
－警察官が不在でも来訪者が警察署担当者と対話ができるテレビ電話システム等の設置を要望します。

まちの持続可能な発展をささえる、心ある産業づくり

施策展開の基本テーマ

（1）農地・農業を活かしたまちづくり

都市農地の公益機能を保全するため、農地・農業を活かしたまちづくりを課題とします。

（2）地域ニーズに応える商業・サービス業の振興

生活圏の拡大化傾向が続いてきましたが、今後は、少子高齢化が進むなかで生活圏をコンパクトにし、地域の交流やふれあいを拡大する近隣商業・サービス業の活発化を図ることを課題とします。

（3）広域交通網整備による観光の振興

広域交通網整備に伴う広域計画やパブリシティの機会を有効に活用し、観光とその関連産業の振興を図ることを課題とします。

（4）環境に配慮した産業づくり

地球温暖化の防止に配慮した省資源・省エネルギーの産業づくりを課題とします。また、事業者・消費者・行政の協働による循環型社会の構築を課題とします。

第１節　農　業

◆現況と課題

○　本町の町域は、全域が都市計画区域に指定され、農地は、一部筍畑等が市街化調整区域にありますが、ほとんどが市街化区域内にあります。昭和 30 年代後半から昭和 50 年代前半にかけての大規模宅地等の開発により、農地や筍畑の面積は半減し、近年の名神高速道路拡幅をはじめとする広域交通網整備の進行に伴って、農地はさらに減少が見込まれています。

○　こうした動向に対し、わが国は人口減少社会となり、三大都市圏でも世帯数の減少に転じることが予想され、国の新規の住宅開発方針は、市街化区域内農地・山林はその公益的機能に配慮して保全し、低・未利用地を活用する方向へと転換されています。

　農地・農業の役割は、単に食糧の生産にとどまらず、自然環境保全、防災、教育、福祉など多くの公益的役割を担っていますので、本町のまちづくりについても、農地を積極的に保全・活用することによってはじめて、個性ゆたかな良好で健全な都市生活環境をつくり出すことができると考えられます。そこで、農業振興への支援を進め、農家の意向を尊重しながら農地保全に対する取り組みを図っていく必要があります。

○　農家戸数は、昭和 40 年には 185 戸（専業農家 23 戸）（農林業センサス）でしたが、昭和 60 年には 124 戸（専業農家 11 戸）、平成 17 年には 81 戸（専業農家 12 戸）に減少しています。また、１戸当たりの平均耕地面積は小規模です。

○　主な農産物としては、水稲の他、筍、野菜、バラなどがあります。また、水田農業構造改革の推進と相まって、大山崎町水田ビジョンを定めて、京の伝統野菜「京山科なす」や小菊等花キの栽培が行われています。

　近年は、新鮮で安全な野菜、筍、花などを直売するいきいき朝市が好評で、地域の活性化につながることが期待されています。

○　農業振興の課題とされているのは、都市生活者の食品の安全性・多様性・品質等のニーズを捉え、京野菜等の特産物づくりや大都市近郊でこそできる収益性の高い農業に取り組むことがあげられます。

　また、環境に配慮し、新鮮で安全な食べ物を学校給食に供給しており、こうした地産地消を拡大していくこともあげられます。

○　農家の１戸当たりの経営面積は、今後も徐々に小さくなると考えられますが、農業の継続意向をもつ農家がかなり多く、高齢化や兼業化が進む中で、若い後継者を確保するとともに、女性の農業士の活躍が期待されています。そこで、こうした現況をふまえて、農地・農業を保全管理する方策を検討していく必要があります。

◆施策の体系

- 農業
  - 農業生産基盤の整備・保全
    - 市街化区域内農地の保全
    - 農業用水の保全等
  - 都市農業の活性化
    - 多様な担い手の育成
    - 都市近郊農業の育成
    - 特産物の育成
    - 販売ルートの開拓・確保の支援
    - 環境保全型農業の推進
    - ふれあい農業と地産地消の推進
  - 農地・農業を活かしたまちづくりの推進

◆計画対応

１　農業生産基盤の整備・保全

①　市街化区域内農地の保全

－各農家の実情に合わせた農地保全の方策を検討します。

②　農業用水の保全等

－老朽化したため池の改修や天王山の地下水保全の促進により、農業用水の保全を図ります。これと併せて、防災機能を拡充し、憩いの場や親水空間ともなるよう計画的な改修を図ります。

２　都市農業の活性化

①　多様な担い手の育成

－新しい時代にあった農業に転換する若い後継者・担い手づくりを支援します。

－農業団体の主体的取り組みによる農家の組織強化や、高齢者や女性による農業の支援体制の確立を支援します。

－パート労働者の確保を支援します。

②　都市近郊農業の育成

－園芸等収益性の高い農業を育成します。

－高齢化に対応した省力技術の導入を支援します。

－稲作、筍等主要作物の受託組織の整備、農業機械の効率的利用等、営農体制の確立を図ります。

③　特産物の育成

－筍、京山科なす、花キ等は、鮮度・安全性・高品質・高規格を追求し、ブランド化を促

進します。

④　販売ルートの開拓・確保の支援

－都市近郊の特性を活かした農産物・特産物について、事業機会を積極的に捉え、都市における多様な販売方法やルートの開拓・確保を支援します。

－高齢者や女性が小規模に生産する多品目の農産物について、安全安心な地元農産物の円滑な地場流通を促進します。

⑤　環境保全型農業の推進

－自然生態系に配慮した安全な食べ物を育てる環境保全型農業を推進します。

⑥　ふれあい農業と地産地消の推進

－朝市や、農業生産者とその他の住民との交流の機会づくりを行い、おいしく新鮮で安全な農産物を分かち合う、ふれあい農業を推進します。

－学校、保育園、福祉施設等で、地元の農産物等の利用を促進します。

－商業施策と連携し、地産地消推進店（仮称）の認定を検討します。

３　農地・農業を活かしたまちづくりの推進

－都市農地の公益機能を広報します。

－町民農園等による農地の保全を図ります。

－町行政の各分野と連携し、農地・農業を活かしたまちづくりを推進します。

第２節　商業・サービス業等

◆現況と課題

○　本町は、商業施設が少なく、比較的大型の店舗は、円明寺が丘団地内と鏡田に各１店舗があります。その他の商業施設は、阪急大山崎駅、JR 山崎駅周辺に商店集積があり、各地区に若干の商店とコンビニエンス・ストアが立地するにとどまります。その経営形態は、旧来ながらの最寄り品店（食料品・日用品店等）がほとんどで、自動車交通による生活圏の広域化、消費者ニーズの多様化、商店の後継者不足等により、厳しい経営状況にあります。

○　「住民アンケート」では、買物の便が「よくない」とする人が 62％と多く、「よい」は８％にすぎません。地域住民は、長岡京市など他地域の大型店舗を利用することが多く、日用品の購買について、町内商店より町外商店の利用の方がかなり多く、この傾向が続いています。また、高齢者の日用品の購買についても、町外の方が多くなっています。

○　広域道路網の整備の進行に伴い、国道 171 号沿いには通過交通者を対象とするロードサイドストアの出店が増加しています。

　また、阪急新駅の開設に伴い、その周辺の宅地開発が進み、商業施設が増えることが予想されるとともに、高齢化に対応した移動販売のサービスが充実し、ネットスーパー※などの配達サービスも想定されます。

さらには、エコ・コンパクトシティに向けての商業、地産地消の活発化なども課題と考えられます。

　これに伴い、町内の商業は住民ニーズの変化を捉え、人間関係や交流、にぎわいやふれあい、地域の活性化を大切にする「コミュニティに資する商業づくり」が課題となるものと考えられます。

ネットスーパー
　スーパーマーケット等がインターネットで日用品や食料品の注文を受付け、宅配するサービスのことです。

○　町内の商工業者の統一組織として平成５年に大山崎町商工会が法人設立され、特産品開発や観光振興を中心とする町おこし事業やインターネット情報事業に取り組んでいます。今後、この組織強化を図るとともに、町と連携しながら商工業の振興に取り組んでいくことが課題です。

○　地域社会の少子化・高齢化・ライフスタイルの変化などに伴い、さまざまな分野において、地域住民に新しいニーズが生じています。そこで、こうしたニーズに応える商業・サービス業や地域社会に貢献する新しい起業の支援が課題だと考えられます。

◆施策の体系

商業・サービス業等
- **広域交通網の整備に伴う商業等の導入の検討**
- **地域社会をささえる商業・サービス業等の振興**
- **地産地消のための商業の活発化**
- **ふるさと産品の販売促進の支援**
- **魅力ある商業づくり**
- **経営者ニーズに応える経営診断・指導の充実**
- **経営体質の強化**
  - **融資制度利用者に対する助成の充実**
  - **商工業団体の育成**

◆計画対応

1　広域交通網の整備に伴う商業等の導入の検討

－広域交通網の整備を活かして、既存商業の活性化につながる、本町の地域ニーズに合った商業等の導入を検討します。
－地元の特産品の直売場の整備を検討します。

2　地域社会をささえる商業・サービス業等の振興

－集い、ふれあい、にぎわい等のある、コミュニティの活発化に資する商業等の展開を支援します。
－広域交通網の整備に伴うこれからの商業のあり方を検討し、消費者ニーズにあった新しい商店経営への転換を促します。
－小規模世帯化、少子高齢化、福祉、環境保全等のニーズに対応するサービスを支援します。
－地域社会に貢献する新たな起業を支援します。

3　地産地消のための商業の活発化

－新鮮で、安全な農産物を、規格外でも取り扱う商業の活発化を図ります。
－飲食店、小売店、食品加工業者等の地域食材の利用を促すよう、地産地消推進店（仮称）の認定を検討します。

4　ふるさと産品の販売促進の支援

－農業や地場産業と連携し、本町のふるさと産品の都市での販売ルートを確保する等、販売促進の支援に努めます。

5　魅力ある商業づくり

－消費者ニーズをきめ細かく把握し、その店舗でこそできる魅力あるサービスを明確にし、個性的な店づくりを促します。
－駅周辺については、歴史的景観を活用し、本町の表玄関口の顔となる歴史文化ゆたかな空間を創出できるよう商店づくりを支援します。

6　経営者ニーズに応える経営診断・指導の充実

－経営者のニーズに応える診断・指導の充実を図ります。

7　経営体質の強化

①　融資制度利用者に対する助成の充実

－融資制度利用者に対する助成の充実を図ります。

②　商工業団体の育成

－町商工会と上部団体等関係機関との連携による組織の拡大強化を進め、町内商店会・協同組合・商工会各部会の事業を積極的に推進するよう支援します。

第３節　観光・レクリエーション

◆現況と課題

○　本町への観光者は府外からが多く、年間約 40 万人に達しています。また、その大多数が JR 山崎駅周辺の神社仏閣、大山崎山荘美術館、大山崎町歴史資料館、天王山のハイキングコースなどへの来訪者で、小中学生の歴史学習にも活用されています。これらの来訪者を対象として、旗立松周辺の植樹、展望台の設置、遊歩道の整備、歴史解説サインの整備を進め、大山崎山荘美術館の開館等に伴い来訪者は増加しており、今後さらに観光基盤を整備・充実し、観光者の定着を図る必要があります。

　天王山一帯は風致地区に指定されていますが、大部分が民有地であるため自然環境の保全や観光整備に制約が多いことが課題となっています。

○　阪急大山崎駅・ＪＲ山崎駅から阪急新駅への天王山を含めたハイキングコースは、鉄道駅からすぐに山域に入り快適なハイキングが楽しめる貴重な周遊コースとなるため、新駅の開設に合わせて整備を検討する必要があります。

○　国道 478 号の整備に伴い、乙訓と八幡の観光スポット（天王山、男山、三川合流、西国街道、勝竜寺城など）を巡る歴史散策が行われており、広域交通網の整備に伴い、新たな広域観光コースの設定が可能になります。また、桂川河川エリアについては、「淀川三川合流域地域づくり構想」の検討が進んでおり、「歴史街道」計画も併せて、本町の観光資源を十分に活かす広域観光を含めた計画が必要だと考えられます。

○　天王山は「山崎の合戦」の地として全国的によく知られていますが、古都京都の入り口としてのゆたかな歴史については、あまり知られていません。このため歴史学習（探究）のフィールドとしての価値が高い場所だと考えられますので、「歴史街道」計画や「淀川三川合流地域づくり構想」をはじめとする広域計画との連携を活用し、また本町のボランティアガイド等とも連携して、歴史学習（探究）の場づくりと情報発信に取り組む必要があります。

○　桂川河川敷の国営淀川河川公園については、平成 21 年 3 月に策定された淀川水系河川整備計画にもとづいて、川にふれ、川と共に考える、自然との共生に向けての多自然の河川づくりを、住民参加により進めるとされています。また、「淀川三川合流地域づくり構想」では、山崎の合戦など、「歴史文化の薫る散歩道（仮称）」の整備が提案されていますので、町としてのニーズ・提案等をとりまとめ、これらの計画に参画していく必要があります。

　これと連携して、町営桂川河川敷公園も自然環境を保全する自然共生型の公園に改め、水辺空間の自然に親しむ親水・レクリエーションの機能を加える必要があります。

○　本町は、観光レクリエーションの入込み者に対して食事処や土産物などが不足しているとされ、観光事業による経済効果が得られていないという課題があります。そこで、商工会と連携して、経済的効果や社会的効果の増大を図る必要があります。

◆施策の体系

観光・レクリエーション
- 広域観光計画を活用する町観光計画の検討
- 天王山とその周辺の整備と活用
  - 天王山とその周辺の整備
  - 歴史学習の場としての活用
- 河川敷の自然レクリエーション空間の活用
- 観光レクリエーションの推進体制と情報発信力の強化
- 観光レクリエーション関連産業の育成
- 天王山の地下水の観光への活用の検討

◆計画対応

1　広域観光計画を活用する町観光計画の検討

－広域交通網の整備をふまえて、広域観光計画と連携しながら本町の自然・歴史・文化財等観光資源を十分に生かせる観光計画を検討し、広域観光計画への反映を図ります。

2　天王山とその周辺の整備と活用

①　天王山とその周辺の整備

－阪急大山崎駅、ＪＲ山崎駅、阪急新駅を結ぶ観光コースの整備を検討します。
－天王山は、将来的に自然や歴史史跡に親しみながら体験学習できる空間にするため、国・府・町が一体となって取り組むように図ります。
－府が検討する生涯学習施設の整備を要請します。
－天王山周辺の社寺や美術館等と連携し、自然・歴史・文化財等を活かしたみちづくりを図ります。
－町民と協働で「聖天さんの花見」の復活を図ります。
－行政、寺社、事業者、地権者、地域住民、ボランティア、学識経験者等が連携･協働して、天王山とその周辺の自然と歴史の保全と観光・レクリエーション機能の充実を図ります。
－住民と事業者による鉄道駅周辺の歴史文化を活用した景観づくりを支援します。
－観光バスによるアクセス環境の整備に努めます。

②　歴史学習の場としての活用

－地域の自然・歴史・文化にふれあう、拠点と各観光スポットのネットワークづくり（エコミュージアムづくり※）を進めます。
－ボランティアガイドの会等と連携して、天王山を小中学生の歴史学習・校外学習や修学旅行の班別自主研修のフィールドとするよう図ります。

エコミュージアムづくり
地域の自然、歴史、文化財などを本来ある場所で保全し、地域の案内機能をもつ中心となる施設と有機的につなぎ、地域をミュージアムとして機能させることです。

３　河川敷の自然レクリエーション空間の活用

－「淀川三川合流域地域づくり構想」の和歌に詠まれ、古戦場（山崎の合戦）ともなった歴史文化を楽しめる散策路づくりを、淀川三川合流域地域づくり推進協議会と連携して検討します。
－桂川河川敷公園について、国営淀川河川公園と連携した形で、自然共生型のレクリエーション、健康づくり、スポーツ等の場としての活用を図ります。

４　観光レクリエーションの推進体制と情報発信力の強化

－観光レクリエーションの推進体制の強化を図ります。
－行政と観光関係主体が協働で、観光レクリエーションの情報発信力の強化を図ります。
－情報発信にインターネットを活用するとともに、情報発信のネットワークづくりを進めます。
－伝統行事やイベントの広報を強化します。
－観光案内所の設置を検討します。

５　観光レクリエーション関連産業の育成

－商工会と連携して、観光者のニーズが高い食事処、喫茶店、土産店などの起業・誘致を図ります。
－町の地域特性を活かし、農業や地場産業と連携した体験型観光レクリエーション、特産品・土産品等ふるさと産品づくりの振興を図ります。

６　天王山の地下水の観光への活用の検討

－天王山の地下水の観光への活用を検討します。

第４節　工業等

◆現況と課題

○　本町では、国道 171 号沿いの工業系用途地域に自動車・電気等の量産型加工組立産業の大企業が進出し、この地域は京都市南部から乙訓二市一町に連なる工業集積地の一部となっています。近年、わが国の経済発展をささえてきたこれらの産業は、環境負荷※低減等環境との共生への対応、あるいは、経済のグローバル化による国際競争力強化という大きな課題を抱えています。自動車関連産業は、環境・省エネに関するトータルシステムの構築を競っているため、企業は環境問題に高い意識を必要とされます。また、地球環境を保全し、持続可能な社会の実現をめざす長期計画のもとに、スーパーエコファクトリーとして地球温暖化防止に取り組み、省エネ、廃棄物の削減、化学物質などの適正な管理、地下水の循環利用による保全などにも取り組んでいる企業もあります。小学校の「環境学習」などにも積極的に参加しており、地域に開かれた企業として多様な形で地域貢献活動を展開しています。

○　本町においては、工業系用途地域における大山崎 JCT・IC 整備に伴う用地提供により、一部流出企業が生じると同時に、広域道路交通網の便を活かし、物流センターが設置されるなど変化が生じています。今後の広域交通網整備による利便性向上を活かし、工業系用途地域に残された空閑地の有効利用を促進し、環境への配慮責任をもち、今後の経済構造の変化に柔軟に対応できる分野の企業等の立地を検討する必要があります。

○　町内の中小企業は、国や京都府の制度融資や町の保証料の一部助成等を利用しています。町の活性化を図る上で中小企業を育成するためには、これら助成等が今後とも必要だと考えられます。

環境負荷
　環境基本法では、環境への負荷とは「人の活動により環境に与えられる影響について、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」とされています。日常生活に伴う環境負荷に関する調査では、生活活動毎に CO2,NOX,BOD,廃棄物などを環境負荷量として捉え、その低減の可能性が検討されています。

◆施策の体系

工業等
- **企業の工業系用途地域への立地誘導**
- **融資制度利用者に対する助成の充実**
- **環境への配慮責任をもつ工業等の推進**
- **企業・地域・行政等の連携**

◆計画対応

１　企業の工業系用途地域への立地誘導

－大山崎 JCT・IC の開設を活かし、工業系用途地域に、経済構造の変化に柔軟に対応できる分野の、社会的責任の一環として環境への配慮責任をもつ企業の導入を図ります。

２　融資制度利用者に対する助成の充実

－町内の中小企業者の育成と発展を図るため、融資制度利用者に対する助成の充実を図ります。

３　環境への配慮責任をもつ工業等の推進

－工場敷地の緑化、景観の向上、公害の防止、省エネ・省資源、ゴミの減量化、リサイクル、環境 ISO※ の認証取得等、環境に配慮責任をもつ工業等の推進を図ります。

環境ＩＳＯ
　地球規模での環境保全意識の高まりを背景に、企業が環境保全のために経営指針や行動計画を制定し、環境マネジメイトシステムを構築するよう、国際標準機構がその普及に取り組んでいる国際環境規格のことです。

４　企業・地域・行政等の連携

－企業・地域・行政等の連携により、自然環境の保全、地域に開かれた企業としての工場施設の開放、企業のまちづくりへの参加などを進めます。

－環境学習、温室効果ガス削減、循環型社会の構築等についての協働を図ります。

第５節　就業環境の整備

◆現況と課題

○　これからの本格的な高齢社会においては、高齢者や女性等の就業ニーズの増加が予想され、雇用機会の拡大を含む就業環境の整備に取り組む必要性が高まっています。

近年、女性の社会進出が進むとともに、高年齢者雇用安定法が改正され、平成 18 年から段階的な 65 歳までの雇用延長が義務付けされました。さらに、70 歳まで働ける企業奨励金制度が実施されています。

現在の経済状況は、世界金融危機による景気の低迷、高い失業率、新卒の就職氷河期が続いています。このため、不安定な雇用状態に置かれる者や、「ニート※」に当たる若者が増加しています。

そこで、雇用動向や失業者の動向の把握に努め、国・府と連携しながら雇用機会の確保や雇用対策の推進を図る必要があります。

ニート（NEET）
ニート（NEET）とは（Not Employment, Education or Training）の略で、「職についていず、学校機関に所属もしていず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者を指します。

○　本町には、京都、大阪地域への勤労者及び町内企業への勤労者が多く、全就業者の８割以上を勤労者が占めています。そこで、勤労者福祉対策として、勤労者住宅融資制度をはじめ勤労者の余暇活動、労働時間短縮等の普及・啓発に努めてきました。

平成８年には、乙訓二市一町と府が、中小企業の事業主と従業員によるスケールメリットを生かした福利厚生や、中小企業の活性化のための (財) 乙訓勤労者福祉サービスセンター「ピロティおとくに」を設立し、これと連携しています。

◆施策の体系

就業環境の整備
- **雇用機会の確保と就業環境の整備**
- **地域貢献事業の支援**
- **勤労者福祉の充実**

◆計画対応

１　雇用機会の確保と就業環境の整備

－就業者の能力や個性を活かし、京都府や関係機関と連携して職業相談、職業紹介の充実を図ります。

－ 65 歳までの継続雇用の推進とシルバー人材センター※の事業の拡充を図ります。

－女性や若年者の就業支援の充実と就業環境の改善の普及・啓発に努めます。

－雇用機会の安定・拡大の普及・啓発に努めます。

シルバー人材センター
定年退職後において、就業を希望する高年齢者に対して、地域社会に密着した臨時・短期的な仕事を提供する機関です。

２　地域貢献事業の支援

－地域貢献事業への取り組みや起業を支援し、雇用機会の確保を促進します。

3　勤労者福祉の充実

－ (財) 乙訓勤労者福祉サービスセンターへの加入を促進し、その充実を図ります。

第６節　環境保全対策（公害防止等）

◆現況と課題

○　本町における環境保全対策が必要な問題としては、大気汚染、鉄道と道路による騒音・振動、自動車公害の原因となる通過交通による渋滞、河川の水質汚濁、ごみの不法投棄、近隣騒音等があります。

○　新幹線の騒音・振動の環境基準等を達成することが困難と思われる区域については、段階的に家屋の防音工事や振動防止対策が実施されてきました。今後も実態を把握し、基準値の遵守を要請していく必要があります。

○　国道 171 号沿道における騒音は、環境基準を上回っているため、この環境保全対策を関係機関に要請していく必要があります。

　また、名神高速道路については大気の常時観測を行っており、近年の調査では二酸化窒素濃度は環境基準に近い値を示しています。今後も常時観測を継続し、関係諸機関に改善を要請していく必要があります。

○　大山崎 JCT・IC の供用開始及び京都第二外環状道路 B 区間の整備に伴う諸問題についても、本町のまちづくりに大きな影響を与えますので、十分な環境対策を講じるよう強く要請していく必要があります。

○　河川の水質汚濁は、ごみの不法投棄などに起因すると考えられ、その対策が課題となっています。

○　工場公害に関しては、法律に係る特定施設等について、実態把握と監視を実施してきました。今後は、法規制を受けない施設等についても、その実態を調査し把握していく必要があります。

○　ごみの不法投棄については発生原因を調査し、とくに悪質な場合は警察に通報する等の処置を講じてきました。また、平成 14 年に施行された大山崎町生活環境美化条例により、町民のモラル向上と美化思想の普及に努め、環境美化監視員※によるテレビ等の廃家電などの不法投棄の監視活動を進めています。空き缶等の散乱ごみ追放については、今後も啓発を図る必要があります。

○　アスベストによるとみられる健康被害の多発が公表され、国民の不安が高まっており、アスベストを使用した建物の解体が 2020 ～ 40 年頃にピークを迎えるとされているため、国・府の対応と連携して、本町でも対策を進める必要があります。

環境美化監視員
　大山崎町の環境美化の促進を図り清潔で美しいまちをつくることを目的に活動する者で、町内における環境保全の巡回監視（不法投棄、土砂埋め立て、野焼き等）、通報、不法投棄物の回収等を行ないます。

◆施策の体系

- 環境保全対策（公害防止等）
  - 監視体制の強化
  - 関係機関への公害防止の要請
    - 新幹線公害対策
    - 鉄道騒音対策
    - 広域幹線道路等の公害対策
  - 公害防止の啓発・指導等の強化
    - 事業所等への公害防止指導の強化
    - 生活排水対策
    - ごみの不法投棄の防止
    - 近隣騒音等対策
    - アスベスト対策

◆計画対応

1　監視体制の強化

－公害測定施設の測定機器の整備をさらに進め、監視体制の強化を図ります。

2　関係機関への公害防止の要請

①　新幹線公害対策

－現状把握に努め、騒音環境基準、振動指針基準の遵守を JR 等に要請していきます。

②　鉄道騒音対策

－鉄道騒音については、JR 東海道本線・阪急京都線に係る騒音・振動の環境基準設定を引き続き関係機関に要請していきます。

③　広域幹線道路等の公害対策

－幹線道路沿道の騒音・振動・大気汚染等の調査を継続します。

－国道 171 号の騒音等環境保全対策を関係機関に要請していきます。

－名神高速道路、京都第二外環状道路、大山崎 JCT・IC 等に関する環境対策は、長期的・広域的視点に立った環境基準完全達成に向けて、総合的施策を行うよう関係機関に要請していきます。

3　公害防止の啓発・指導等の強化

①　事業所等への公害防止指導の強化

－事業者の公害防止意識の向上に向けて、情報提供や啓発を進めます。

－水質汚濁、大気汚染等典型７公害について、引き続き実態把握を進め、規制基準の遵守等監視と指導を強めていきます。

②　生活排水対策

－公共下水道の供用開始区域内での下水道接続の指導に努めます。

③　ごみの不法投棄の防止

－環境美化監視員をはじめとする町民との協働により、ごみの不法投棄の追放運動を積極的に展開するとともに、不法投棄されない環境づくりに取り組みます。

④　近隣騒音等対策

－近隣騒音等公害の防止のため、モラルの啓発に努めるとともに、他者への思いやりのあるライフスタイルの普及に努めます。

⑤　アスベスト対策

－建築・廃棄物等の解体・リサイクル時のアスベスト飛散防止措置の徹底に努めるとともに、公共施設での使用状況調査と適切な処置、相談窓口などでの情報提供を進めます。

笑顔とふれあいのある健康福祉のまちづくり

施策展開の基本テーマ

（1）生涯にわたる健康づくりと介護予防

本格的な長寿社会を迎え、住民一人ひとりがライフステージに合わせた健康学習を進め、生活習慣病などの予防を心がけ、健康づくりや介護予防に取り組むことを課題とします。

（2）いきいきと、安心してくらせる高齢社会づくり

高齢者が援護を要する状態に陥ったときに、身近な地域で適切な支援を受けることができ、安心して暮らせるとともに、高齢者の社会参加を促し、いきいきと生きがいをもって高齢期を過ごせることを課題とします。

（3）共助による地域福祉の充実

少子高齢化の進展や世帯の小規模化等に伴い、今後ますます生活支援のニーズが増大・多様化するものと予想されます。そこで、町民それぞれが地域社会の一員として、互いの生活に配慮し、互いにささえあうことができる共助のしくみづくりを課題とします。

また、子育て支援への高齢者の参加なども課題とします。

第１節　健康づくり

◆現況と課題

○　生活様式の変化に伴い、依然として生活習慣病が死因順位の上位を占めます。受診率・有病率が高まるとともに、疾病が多様化する傾向にあります。

　また、高齢化の進行とともに、病気や要介護の中高年や高齢者が増加すると想定されます。

　人生 80 年の時代を迎え、一人ひとりが充実した生きがいのある人生を過ごすためには、生涯にわたって心身ともに健康であることが大切です。

　「住民アンケート」によると、健康や介護予防のために「とくに何もしていない」は７％だけです。「心がけていること」は、年齢別にかなり違いがあり、加齢とともに増加しています。注目されることは、「屋外に出てよく歩く」が、60 歳以上では約５割と多いことです。そこで、一人ひとりが日常の生活で取り組める、ライフステージに応じた健康づくりを進める必要があります。

　とくに、乳幼児期からの心と体づくり、小児期からの生活習慣病予防に積極的に取り組む必要があります。

○　健康づくりのためには、定期的な健診により病気を予防するだけでなく、住民一人ひとりが、運動・栄養・休養等を適切に生活に取り入れた、より良好な健康状態に向けてのライフスタイルづくりに取り組むことが大切です。そこで、平成 13 年に策定した「健やかプラン 21 大山崎」にもとづいて、住民一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりを進める必要があります。

○　健康づくりは、家族や地域の協力があってはじめて持続的に取り組むことができ、そのことがまた、心のつながりを育てることにもなり、心身の健康を促進します。

　そこで、住み慣れた地域で、心身ともに健康で、安全に安心して暮らせるノーマライゼーションの一環として、保健センターを中心として、医療・福祉、教育、生涯学習、まちづくり活動などの隣接分野の関係施策、関係機関と連携し、生涯にわたる健康づくりに総合的に取り組む必要があります。

図表 21　健康や介護予防のために心がけていること（住民アンケートより）

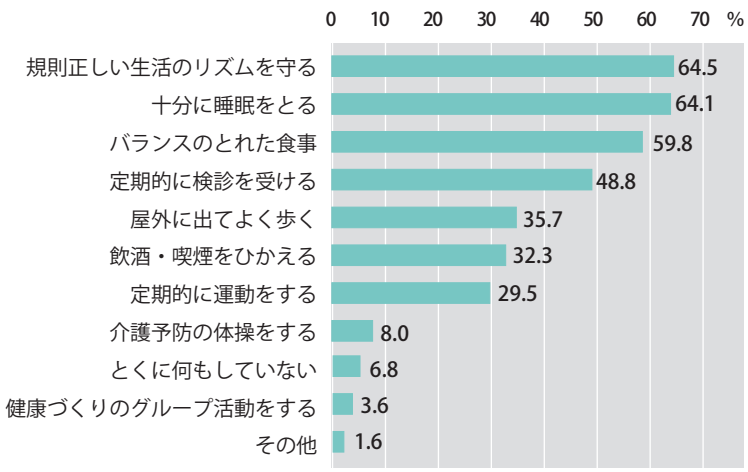

◆施策の体系

健康づくり
- **健康教育の推進**
- **保健・医療と生涯学習との連携**
- **地域ぐるみの健康づくりの推進**
- **健康づくりのための施設・環境の拡充**

◆計画対応

１　健康教育の推進

－保健・医療、学校教育、生涯学習等の関係機関の連携を図り、健康教育を進めます。
－疾病予防、健康管理意識や介護予防の啓発・高揚を図ります。
－生活習慣病、歯や口腔の健康のための 8020 運動※等予防について啓発活動を行い、生涯を通じてライフスタイルに応じた健康づくり教育を進めます。
－うつや統合失調症をはじめとする心の健康について、広報等で啓発活動を進めます。
－自殺防止対策など、心の疾病の早期発見・早期受診のための健康教育を進めます。

8020 運動
　厚生労働省と日本歯科医師会が、「80 歳になっても 20 本の歯を残そう」と提唱し、広く呼びかけている運動です。

２　保健・医療と生涯学習との連携

－健康状態に応じて必要なスポーツ・レクリエーション活動を適切に指導するための体制づくりを検討します。

３　地域ぐるみの健康づくりの推進

－食生活改善推進員や関係団体を中心に、地域の実情に合った地域ぐるみの健康づくりを進めます。
－小グループで気軽にできる運動、軽スポーツ、レクリエーション活動の普及を図ります。
－健康づくり推進員のワーキンググループを中心にした活動により、「健やかプラン 21 大山崎」を推進します。

４　健康づくりのための施設・環境の拡充

－自然とのふれあい空間、軽スポーツの空間、健康チェック設備、リラクゼーション設備※等、健康づくりのための環境の拡充を図ります。
－健康づくり推進員ワーキンググループが作成した、「健康づくりのためのウォーキングマップ」の普及啓発を図ります。

リラクゼーション設備
　リラクゼーションとは、弛緩し、くつろいだ状態となることで、現代社会に生活する人々の過剰なストレスを解消するために、さまざまなリラクゼーションの方法が開発されています。

第２節　保健・医療

◆現況と課題

○　核家族化・少子化をはじめとする社会環境等の変化に伴い、子どもが育つ環境が多様化しているとともに、超高齢社会を迎え 75 歳以上の高齢者が増加しています。こうした変化に伴い、保健・医療について多様なニーズへの対応が必要とされています。近年は、感染症への不安も高まっており、適切な情報提供が必要とされています。

　そこで、住民の健康で文化的な生活をおくる権利を保障するため、健康づくりの拠点である保健センターの拡充・強化を図る必要があります。

○　平成 14 年に健康増進法、平成 17 年に食育基本法、平成 18 年度にがん対策基本法が制定され、より住民に身近できめ細やかな施策が求められています。

　そこで、生活習慣病予防のため、30 歳代からの健康診査、保健師による健康相談、管理栄養士による栄養相談を実施しています。

○「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、基本健康診査にかわり保険者による生活習慣病予防を重点とした特定健康診査・人間ドック・特定保健指導を進めています。75 歳以上の方の後期高齢者医療制度の対象者には、健康診査・人間ドックを実施しています。

○　在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者等の要介護高齢者の増加に対しては、ノーマライゼーション※の考え方を基本に、多様なニーズに対応するよう保健・医療・福祉が連携を強めながら、予防を中心にした総合的なサービスを提供していく必要があります。

○　「住民アンケート」の保健・医療施策への要望については、夜間・休日等診療の充実が最も多く、次いで、総合病院と連携した地域医療体制の拡充が多くなっています。

　現在、公的総合病院として済生会京都府病院が府下唯一の開放型病院として承認されており、乙訓医師会との連携が強化され、訪問看護ステーションも開設され、地域医療の充実が図られています。今後、乙訓圏域の中核病院として、地域の医療需要や疾病構造に対応するとともに、保健・福祉との連携を強め、住民ニーズに応えられる病院としてその機能を発揮するよう働きかける必要があります。

　夜間・休日救急体制については、救急医療の維持・在宅医療の確保等が課題となっています。とくに、小児救急については、常駐医師の確保等の広域的検討を進めるとともに、適切な受診方法の啓発が必要です。

　住民の設置要望が強い眼科、耳鼻咽喉科等の診療施設については、乙訓圏域への誘致を図っていく必要があります。

ノーマライゼーション
　高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべての人々が、自立した普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生き抜くような社会の実現を図ることです。この考え方にもとづいて、高齢者や障害者を施設入所により地域社会から隔離・分断することなく、住み慣れた地域や家庭の中でさまざまな障壁を取り除き、周囲の人々と同じように生活ができるよう条件を整えて支援し、あらゆる側面において健常者と同等の権利を保障し、ぬくもりのある福祉社会を創造する取り組みなどが進められています。

図表 22　大山崎町における医療の状況

年　次	医療施設数			医師従事者数（人）		
	総　数	診療所	歯科診療所	総　数	医　師	歯科医師
平成８年	14	8	6	16	9	7
平成 10 年	14	8	6	17	10	7
平成 12 年	14	8	6	17	9	8
平成 14 年	14	8	6	15	8	7
平成 16 年	16	9	7	19	12	7
平成 18 年	16	9	7	20	12	8
平成 20 年	15	8	7	18	9	9

注）各年 12 月末現在　　資料：京都府乙訓保健所
　　医療従事者数は医師・歯科医師・薬剤師調査（隔年 12 月末現在）による。

図表 23　保険・医療についての重要な施策（住民アンケートより）

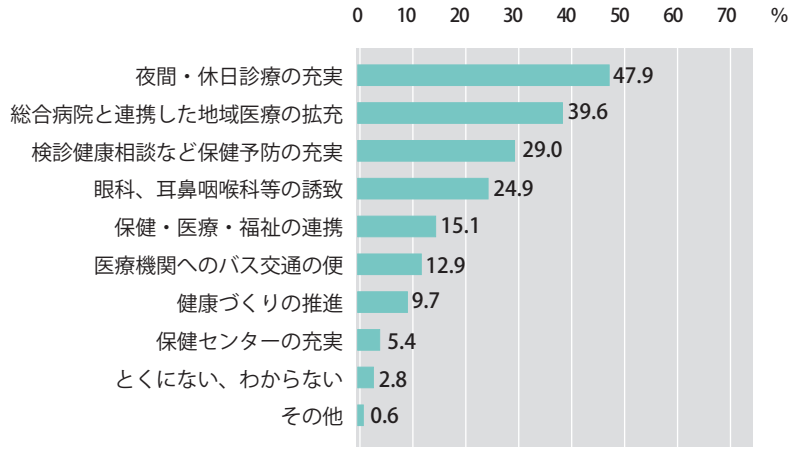

◆施策の体系

- 保健・医療
  - 保健予防
    - 保健センター機能の充実
    - 母子保健の充実
    - 保健予防対策、対人保健サービスの充実
    - 生活習慣病予防の新しい健康診査・保健指導の充実
    - 保健・医療・福祉のネットワークの充実
  - 医療
    - 済生会京都府病院の公的機能の拡大・充実
    - 地域医療の推進
    - 夜間・休日診療の充実
    - 眼科・耳鼻咽喉科等の誘致

◆計画対応

1　保健予防

①　保健センター機能の充実

－全住民を対象とする総合的健康管理システムの充実を図ります。
－保健予防や健康増進施策の中心を担う保健センターの機能を充実します。

②　母子保健の充実

－関係機関と連携しながら、「健やかプラン 21 大山崎」「おおやまざ“きっず”いきいきプラン」を推進します。
－健診・相談活動等の子育て支援の充実及び虐待防止対策を図ります。

③　保健予防対策、対人保健サービスの充実

－「ほけんセンターだより」をはじめとする多様な機会を活用した健康教育・健康相談を進め、健康意識の高揚を図り、健康診査・がん検診の受診率向上を図ります。
－増えつつある新たな疾病に対応した検診活動を進めるとともに、健康への不安、心の健康等に対応する相談活動や専門機関との連携を強化します。
－新しく認可された「ヒブワクチン」「肺炎球菌ワクチン」「子宮頸がんワクチン」等への助成を進めます。
－超高齢社会において、元気高齢者をめざし、健康診査・がん検診の推進と内容の充実を図ります。
－精神保健福祉の充実のため、乙訓保健所をはじめ、関係機関の特性・役割をふまえ、ネットワークを充実し、相談活動を強化します。
－感染症については、広域の関係機関と連携し、予防対策の普及・啓発・情報等の提供に努めます。

④　生活習慣病予防の新しい健康診査・保健指導の充実

－メタボリックシンドローム等の予防のため特定健康診査と行動変容を重点とした生活習慣改善の保健指導を充実します。
－認知症についての正しい理解の普及・予防・早期発見と早期対応等、認知症対策の充実を図ります。

⑤　保健・医療・福祉のネットワークの充実

－超高齢社会において、安心して暮らせるまちづくりに向けて、保健・医療・福祉ネットワークの充実を図ります。

2　医療

①　済生会京都府病院の公的機能の拡大・充実

－済生会京都府病院・乙訓医師会・行政の連携を深め、地域医療体制の強化を図ります。

②　地域医療の推進

－保健・医療・福祉の連携による地域医療の充実を図ります。

③　夜間・休日診療の充実

－全診療科目について、医療機関との連携によるわかりやすい救急体制を構築し、夜間・休日診療の充実を促進します。

④　眼科・耳鼻咽喉科等の誘致

－眼科・耳鼻咽喉科等については、乙訓圏域への誘致を関係団体等に積極的に要請していきます。

第３節　高齢社会対策

◆現況と課題

○　本町では高齢者の増加が着実に進んでおり、平成 22 年４月現在 3709 人（住民基本台帳）、人口に占める高齢者率は 23.9％で、超高齢社会となっています。世帯については、小規模世帯化が進み、昭和 50 年には１世帯当たり 3.7 人でしたが、平成 22 年には 2.5 人になっています。

　また、高齢者のいる世帯は、昭和 50 年には 13.6％（国勢調査）でしたが、平成 17 年には 35.1％と増加し、ひとり暮らし世帯及び高齢者の夫婦のみの世帯が急増しています。

○　これからの本格的な高齢社会では、高齢期が長期化し高齢人口が増加するのに対し、生産年齢人口が減少します。これを前提として、明るく活力のある高齢社会を創り出していく必要があります。そこで、高齢者が地域社会に参加し、学び、働き、遊び、いきいきと生きがいをもって暮らすことができるよう、生涯学習、学校教育、文化の振興、就業環境整備等が連携し、高齢者の多様な社会参加の機会づくりを進める必要があります。団塊の世代が退職期を迎えていますので、高齢者が年齢にとらわれずにゆたかな経験、知識、能力などを活かせるよう、地域社会への参加を支援する必要があります。

　また、就業機会を必要とする方も多いため、この対策も課題です。

○　高齢者にとっては、長期化する高齢期を通じて健康を維持し、要支援・要介護の状態となることを防ぐことが何よりも大切です。このため、高齢者の健康づくりと介護予防を積極的に進める必要があり、一人ひとりの介護予防に役立つよう、健康づくり・保健・医療の各種サービスの提供機関や担当部局が連携し、総合的な健康づくりと、診断・治療からリハビリテーション・療養指導にいたる体制が必要です。

　同時に、高齢者の社会参加の促進、閉じこもりの防止等も、総合的な健康づくりや介護予防施策と捉えて進める必要があります。

○　また、持続可能な介護保険に向けて、町が主体的に介護サービスに関与していくことになり、介護予防について、幅広い高齢者を対象とする介護予防の普及に取り組む必要があります。

○　平成 12 年４月から介護保険制度が施行され、平成 18 年４月には、高齢化の進展や要支援・要介護高齢者の増加などをふまえて、持続可能な介護保険制度に向けて大幅な改革が施行されています。また、介護療養型医療施設が平成 23 年度に廃止となる予定をふまえ、医療的ケアを必要とする在宅高齢者のための医療と介護の連携を進める必要があります。さらに、介護施設の規制緩和が進み、各都道府県が地域の実情に応じて施設整備できるようになることから、要支援・要介護高齢者のニーズをふまえて保険者判断の役割が大きくなります。

○　近年、認知症介護の重要性が高まっており、認知症に対する知識の普及・啓発及び認知症の人や家族を支援する認知症サポーター制度※の普及、相談・情報の体制づくり、認知症介護の専門家の育成などを進める必要があります。

　認知症高齢者については、早期の段階から高齢者とその家族に対して必要とされる福祉サービスを継続的に提供し、高齢者の生活環境をできる限り維持していくことが大切です。このための体制づくりが必要で、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などによる高齢者の権利擁護、高齢者虐待防止、認知症高齢者見守りネットワークや高齢者虐待防止ネットワークの充実などが課題です。

認知症サポーター制度
平成 17 年、厚生労働省が始めた「認知症を知り地域をつくる 10 カ年キャンペーン」の一環として推進する事業で、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を日常生活の中での支援をする制度。

○　将来の生活についての高齢者の高い不安に対応するため、わかりやすい情報提供、総合的な相談機能、多様な窓口の確保などが必要だと考えられます。

　高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民の自主的な取り組みやグループ

活動が専門的なサービスと連動するよう、高齢者を地域全体で支える住民参加の地域ケア体制づくりを進める必要があります。

○　さらに、高齢者が安心して住め、活躍できるまちづくりに、町の関係部局が連携して取り組む必要があります。

　また、高齢者の日常生活圏域を基本として、高齢者の自立した生活、多様な活動、社会参加などを支える高齢者に配慮したバリアフリーのまちづくりや、防火・防災、防犯活動における高齢者の役割や要支援者への配慮など、多様な課題があります。

◆施策の体系

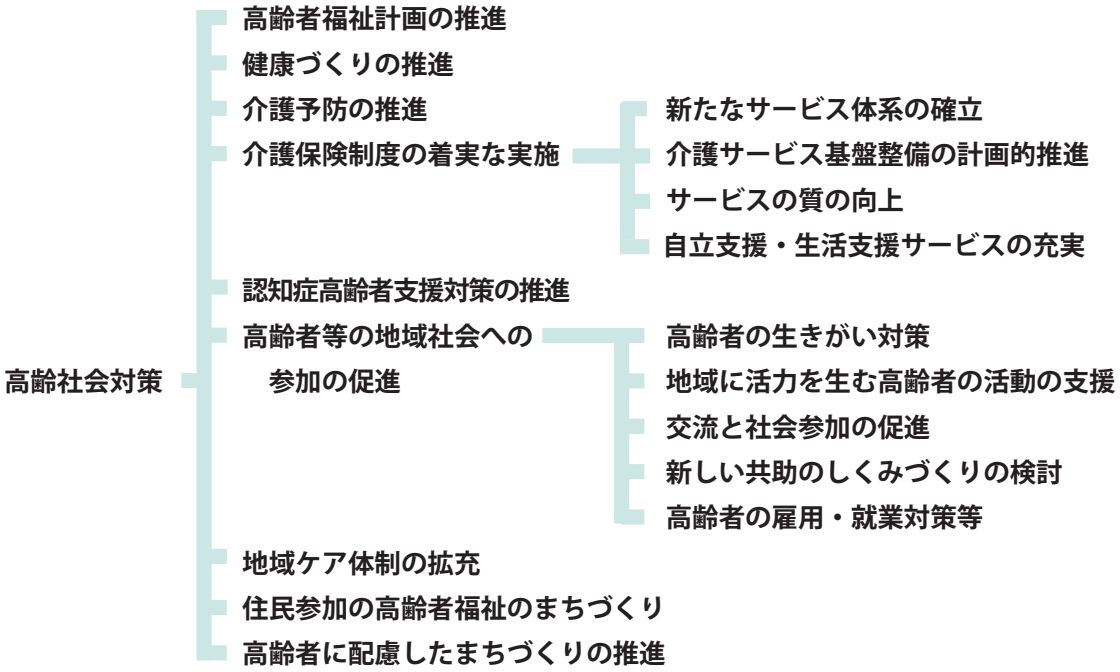

◆計画対応

1　高齢者福祉計画の推進

－総合相談窓口を充実するとともに、利用しやすい福祉サービス提供体制の充実を図ります。
－行政内部での連携体制の充実を図ります。
－社会福祉協議会、関係企業・団体、周辺市町・京都府等との連携を強化します。
－高齢者福祉サービスに係る施設を充実します。
－地域包括支援センターを中心とする地域ケア体制を拡充します。

2　健康づくりの推進

－町保健師等や関係機関と連携し、健康づくり、病気予防と早期発見を促進します。
－食事や運動など病気を予防するライフスタイルを学習・修得する活動を支援・促進します。
－歯や口腔の健康のための 8020 運動を促します。
－地域ぐるみでの健康づくりを推進します。
－「健康づくりのためのウォーキングマップ」の普及啓発を図ります。

３　介護予防の推進

－町保健師等や関係機関と連携し、寝たきりの原因となる介護予防の早期対策に取り組みます。
－地域包括支援センターを中核として、介護予防の体制の確立を図ります。
－医療や介護保険予防事業と連携して、適切なリハビリテーションの提供を図ります。
－一般高齢者の介護予防の促進を図るため、効果的な介護予防プログラムや転倒防止等介護予防体操などの普及に向けてのグループ、サークル活動を支援します。
－一般高齢者を対象とする、介護予防や交流のためのミニ・デイサービス活動を支援します。

４　介護保険制度の着実な実施

①　新たなサービス体系の確立

－地域包括支援センターを中核とする介護予防について、費用対効果の実質的最大化を図ります。
－軽度者を対象とする介護予防や地域支援事業、施設給付の見直しなど、介護保険制度の改革に対応します。
－要支援・要介護者のニーズをふまえて、地域密着型サービス等の確保・育成に努めます。
－介護療養型医療施設の廃止予定をふまえ、医療と介護の連携を促進し、特別養護老人ホームの医療的ケアの対応、医療対応ショートステイ、療養通所介護等の充実を促します。

②　介護サービス基盤整備の計画的推進

－住民ニーズと介護サービス供給の状況を把握し、介護保険計画を点検・評価・修正しながら推進していきます。

③　サービスの質の向上

－乙訓２市と連携し、多様なサービス提供主体の確保・育成を図るとともに、事業所情報開示、事業者規制の見直し、ケアマネジメント※の見直し、人材育成などにより、サービスの質の向上を促します。
－気軽に苦情が言える仕組みの拡充に努めます。

ケアマネジメント
介護が必要な者に対し、個々の解決すべき課題や状態に即した介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、課題分析、介護サービス計画の作成、サービスの実行、サービスの継続的な管理・評価という一連の過程をいいます。

④　自立支援・生活支援サービスの充実

－要支援・要介護者、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯等の自立支援・生活支援のための多様なサービスの充実を図ります。

５　認知症高齢者支援対策の推進

－認知症の正しい理解と予防、早期発見と早期対応の普及・啓発、相談体制の充実を図ります。
－認知症サポーターの養成を進めます。
－地域包括支援センターの相談体制の充実を図り、関係機関が連携する支援体制づくりを進めます。
－認知症対応型共同生活介護（グループホーム※）のニーズにもとづき、その増設と充実を図ります。
－認知症対応型通所介護を支援します。
－介護者の支援を充実するとともに、認知症高齢者の権利擁護の充実を図ります。
－高齢者虐待への対応や身体拘束ゼロに向けての取り組みや緊急一時保護の体制づくりを進めます。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
認知症高齢者や障害者等が、自宅に近い環境で独立した居室をもち、共同の居間や食堂で家庭的に生活することができ、できるだけ家事作業に参加することで残存能力の維持を図ることができる介護施設のことです。認知症高齢者のグループホームでの介護は、介護保険の対象となっています。

６　高齢者等の地域社会への参加の促進

①　高齢者の生きがい対策

－相談窓口を設け、全部局の連携のもとに、生涯学習の観点に立って、高齢者の意欲や能力に

応じて社会参加できる環境づくりを進めます。

②　地域に活力を生む高齢者の活動の支援

エイジレス・ライフ
高齢者が年齢にとらわれず、自由で生き生きとした生活を送ることを言います。

－地域に貢献するシルバー・ボランティア活動やエイジレス・ライフ※の実践等を支援します。
－生涯学習指導者の人材バンクや学社連携により、高齢者の知識・経験技術等の活用を図ります。
－自主的な地域のための活動の企画、運営、組織づくりなどを実践できる人材を支援します。
－高齢者の起業を支援します。

③　交流と社会参加の促進

－長寿苑を中心として、高齢者の交流と社会参加を促します。
－老人クラブの魅力ある活動展開を支援します。
－新しい交流を創出する、開かれたクラブ・サークルづくりを支援・育成します。
－学校･保育所、放課後保育等への高齢者の参加により、子どもとのふれあいづくりを図ります。
－生涯学習と連携し、多様な学習環境の拡充に努めます。

④　新しい共助のしくみづくりの検討

－要援護高齢者の増加に対応し、多くの人々が地域で互いに生活を支えあう活動に参加することができるよう、ボランティア・ポイント制度や地域貨幣等による新しい共助のしくみづくりを検討します。

⑤　高齢者の雇用・就業対策等

シルバー人材センター
定年退職後において、就業を希望する高年齢者に対して、地域社会に密着した臨時・短期的な仕事を提供する機関です。

－シルバー人材センター※の積極的な事業展開を支援します。
－就業ニーズに対し相談窓口を設け、職業安定所等と連携しながら情報提供に努めます。

7　地域ケア体制の拡充

－保健・医療・福祉の各分野での施策・サービスが、有機的に連携しあう総合的ケアシステムの充実を図ります。また、医療におけるケア体制の拡充に努めます。
－地域包括支援センターを核とする介護予防、介護の総合的な相談・支援、介護サービス機関の連絡支援体制の充実を図ります。

8　住民参加の高齢者福祉のまちづくり

－地域福祉のまちづくりにより、住民参加の高齢者福祉のまちづくりを進めます。
－高齢者福祉や介護のためのＮＰＯを支援します。

9　高齢者に配慮したまちづくりの推進

－交通安全対策、消費者保護、自主防犯、自主防災などで、住民と協働で高齢者の安全な生活環境づくりを進めます。
－バリアフリー住宅の普及、自立や介護に配慮した住宅改修の支援、建替え・住替えの相談体制づくり、高齢者共同生活支援事業の検討等、高齢者向け住宅への支援を進めます。
－広域幹線道路整備に対応した交通体系の構築と並行して、町内交通の安全性・利便性の向上等を見直し、高齢者・障害者・児童など、誰もが安全・快適に移動できるバリアフリーの公共施設、交通環境の確保に努めます。
－高齢者等の移動ニーズをふまえ、バス等公共交通や移送サービスの利便性の向上を図ります。
－健康づくり、閉じこもり防止、社会参加促進に向けて、高齢者に配慮した公園、緑地、散歩道、町民農園等の確保を図ります。

第４節　子育て支援（児童・単親家庭福祉）

◆現況と課題

○　本町では、従来、子育て世代の女性の就業率が国・府平均を上回っており、加えて、長引く景気・経済の低迷により、その傾向は強まっているものと予測されます。また、町内全世帯に占める核家族の割合は約 70％に達しています。こうした状況において、約半数の保護者が子育てに関する不安や負担感を感じており、その解消を図る方策が求められています。

○　高齢化が着実に進行する社会においては、将来を担う子どもたちの果たす役割は非常に大きく、本町においても、地域の活気や活力などを再生するためには、子ども人口の増加は不可欠な要素です。また、子育てはその保護者が行うことを基本としつつ、地域全体で子育て支援を行う環境整備とそのつながり (ネットワーク) の構築が重要な課題となっています。

○　今日、保育ニーズはますます多様化し、需要が増大しており、これらに対応した保育サービスの提供が期待されています。一方、平成 16 年に公立保育所運営費負担金が一般財源化された後は、町における財政負担が増大しています。そうした中、平成 21 年８月に外部有識者を含む委員で構成する大山崎町保育所のあり方検討会（WG）から「大山崎町における持続可能な保育所のあり方に関する提言」とした答申が出されており、今後は、その答申を踏まえた対応が必要です。

○　全国的に子どもが被害者となる事件や事故が後を絶たず、とりわけ、児童虐待の問題は全国的に深刻かつ重要な問題となっています。本町では、平成 19 年に関係機関で構成する「大山崎町要保護児童対策地域協議会」を設置し、定期的に該当児童等の情報交換を行い、虐待の未然防止を図っており、今後も継続的に取り組む必要があります。

○　近年、全国的な離婚率は減少していますが、本町においては、ひとり親とその子からなる単親家庭が横ばいから若干の増加傾向にあります。

　単親家庭は、子どもの養育に多くの困難が伴い、経済基盤が弱い家庭も多く見られます。本町では、母子家庭福祉として、医療費の無料化や各種手当、母子会への援助などの施策を実施していますが、今後も国・府施策と連携した自立促進につながる施策展開が求められています。なお、今般の法改正により父子家庭も児童扶養手当の対象となりましたが、こうした父子家庭への支援についても検討していく必要があります。

○　本町における子育て支援については、平成 22 年度を初年度とする５ヵ年計画である「おおやまざ“きっず”いきいきプラン」にもとづき各種施策を展開することとしており、今後、その速やかな実施が求められています。

なお、平成 21 年 10 月にオープンした「大山崎町子育て支援センター“ゆめほっぺ”」は、就学前児童とその保護者同士が気軽に集い交流を行う場としての機能はもとより、さらなる積極的な施策展開が期待されています。

図表 24　少子化に対して力を入れるべき施策（住民アンケートより）

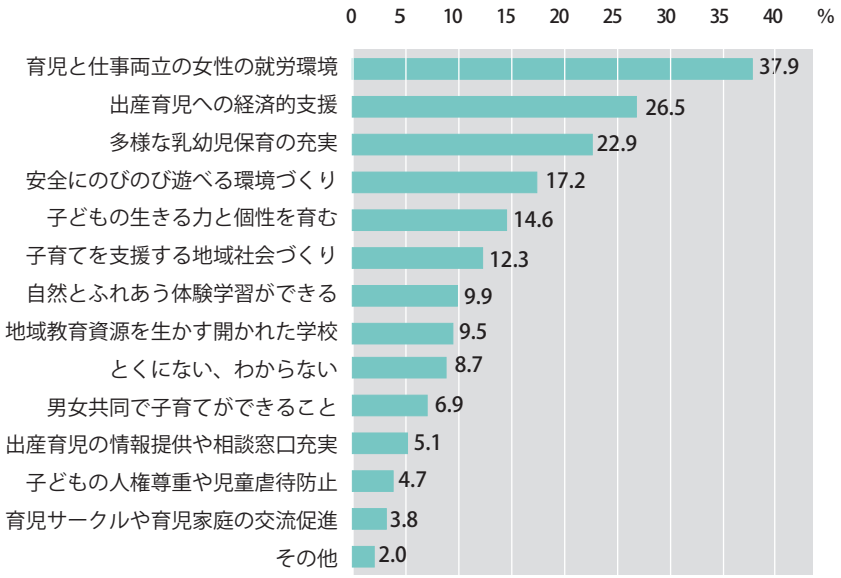

◆施策の体系

子育て支援（児童・単親家庭福祉）

- **乳幼児の保育の充実**
  - 多様な保育サービスと保育内容の拡充
  - 地域との連携の強化
  - 保育への高齢者の参加
  - 自然環境を活かした保育の充実
  - 保育所運営の適正化
- **児童の健全育成**
  - 地域がつながる子育て支援の輪づくり
  - 子育ての「安心」相談体制の整備
  - 子育て支援センター「ゆめほっぺ」の充実
  - 児童虐待の防止
  - 児童の健全育成への高齢者の参加
  - その他の子育て支援施策の推進
- **単親家庭福祉の充実**

◆計画対応

1　乳幼児の保育の充実

①　多様な保育サービスと保育内容の拡充

－一時保育、延長保育、産休明け保育、病児・病後児保育、障害児保育等、多様な保育ニーズに応える保育サービスの拡充を進めます。

－待機児童が生じないよう受け入れ体制の整備に努めるとともに、保育所の増設を図ります。

－保育士研修の充実を図ります。

－保育内容について伝統的保育の継承に努めつつ、さらなる改革・改善を図ります。

－安全・安心確保の強化に向けた体制整備を図ります。

②　地域との連携の強化

－家庭・幼稚園・学校・その他地域社会との連携を強化します。

－子育て情報の提供等、各種の子育て支援の充実を図ります。

③　保育への高齢者の参加

－高齢者の保育所への参加を図り、子どもとのふれあいの機会づくりを促します。

④　自然環境を活かした保育の充実

－自然環境を活かし、健全な子どもを育てる保育の充実を図ります。

⑤　保育所運営の適正化

－大山崎町保育所のあり方検討会（ＷＧ：ワーキンググループ）答申を踏まえた保育所体制づくりを進めます。

２　児童の健全育成

①　地域がつながる子育て支援の輪づくり

－町内会・自治会、子ども会、子育て支援グループ、社会福祉協議会等、地域で活動する団体・グループの連携を促進し、子育て支援活動の輪（ネットワーク化）を広げます。

－「ファミリーサポートセンター」等による地域での子育て相互援助活動の充実を図ります。

②子育ての「安心」相談体制の整備

－子育てに関する相談窓口の一元化を図ります。

－一人ひとりの状況に応じたきめこまやかな対応ができるよう、子育てに関する多様な悩みを相談しやすい体制づくりを進めます。

③子育て支援センター「ゆめほっぺ」の充実

－広報の拡充と積極的な事業展開により、利用率の向上を図ります。

－子育て支援を進め、育児孤立の防止を図ります。

④　児童虐待の防止

－大山崎町要保護児童対策地域協議会における情報交換により、児童虐待の予防、早期発見に努めます。

－同協議会の個別ケース検討会議により、虐待防止の適切な対応を図ります。

⑤　児童の健全育成への高齢者の参加

－高齢者の青少年健全育成推進事業への参加の拡充を図ります。

－高齢者による通学路や公園等のパトロールを支援します。

⑥　その他の子育て支援施策の推進

－「おおやまざ“きっず”いきいきプラン」の着実で速やかな推進に努めます。

３　単親家庭福祉の充実

－国･府施策と連携した各種制度の適切な実施と、自立促進に向けた施策展開を図ります。

－相談機能を充実し、適切な支援につなげます。

－町単独施策について検討します。

第５節　地域福祉、障害者福祉等

◆現況と課題

○　核家族化や世帯の細分化、そして高齢化、少子化、共働き化等により、家族や地域社会の人々のつながりが次第に薄れる傾向にあります。この人と人のつながりやつきあいのなかには、お互いに助け合う福祉の機能が含まれており、家族や地域社会のもつ福祉機能が失われるのに伴って、多様な福祉ニーズが増大し、行政による福祉サービスの必要性が生じています。

○　本町では現在、行政が社会福祉協議会、民生児童委員協議会などと協働しながら福祉のまちづくりに取り組んでいますが、今後の高齢社会の多様化し増大化する福祉ニーズ、住み慣れた地域社会で安心して暮したいというニーズ、あるいは、地方分権による町への権限移譲に対応し多様な課題に応えていくには、行政の取り組みだけでなく、住民一人ひとりが主体的に共助（相互扶助）の役割を担うとともに、地域社会のあたたかなふれあいのある福祉機能の再生に積極的に取り組むことが不可欠だと考えられます。そこで、町内会・自治会、さらに多くの地域住民、社会福祉関係のＮＰＯやボランティア、小地域ネットワーク活動などが連携・協働して地域福祉に取り組む新しいしくみをつくることが課題となります。

　地域福祉は住民の生活課題に地域全体の協働で取り組みながら、安心できるよりよい地域にすることが課題となりますので、まちづくり活動の一環となり、福祉・保健・医療の分野はもちろん、防犯・防災、教育、生活環境などさまざまな分野との連携が必要になります。

○　本町では、低所得者等が生活の安定と自立更生を図るため、生活保護相談、税の減免、各種資金の貸付・援助等を実施してきました。しかし、近年の社会経済情勢の変動と雇用情勢の悪化、生活環境の複雑化で、福祉課題はますます広汎かつ強力な対応が求められます。今後は、各種施策の適正な実施を図るとともに、福祉関係団体等と連携し、自立に向けての相談･指導等にさらに積極的に取り組む必要があります。

○　本町では、乳幼児検診や訪問指導等により、障害の早期発見と治療に努め、保育所や小中学校では障害児保育・教育を実施し、障害児の発達の助長を図っています。

　障害者関係施設としては、乙訓二市一町の連携のもとに、平成 18 年施行の障害者自立支援法下の生活介護、就労継続、施設入所支援等の事業所が開設されています。

　今日の課題としては、障害者を取り巻く環境の変化に伴うニーズの多様化、障害の重度化、障害者の高齢化などがあります。また、ストレスや薬物による精神障害者も増加しており、加えて、自閉症や学習障害等障害者の範囲が拡大され、平成 17 年に発達障害者支援法が施行されました。

　これらの課題に対応しながら、ノーマライゼーションの理念のもとに、障害者も住み慣れた地域で暮らし、地域社会の一員としてもてる能力を活かし、いきがいのある自立した生活を営むことができるよう、個々の障害特性やニーズに合わせた総合的な支援策が必要とされます。

　本町では、障害者自立支援法を受け、３障害（身体･知的･精神）共通のサービス体系のもと、相談支援事業を基軸にした情報提供とサービス調整により、障害者が自ら選択し、決定することを尊重した個別支援に当たっています。

　また、向日市、長岡京市とともに、乙訓圏域障害者自立支援協議会を共同設置して、圏域の関係機関によるネットワークの構築、地域の課題等の情報共有と解決への具体的提言、困難事例の対応等を行い、地域が協働する場として機能しています。

平成 21 年 12 月には、障害者に係る制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。そこで、現行の障害者自立支援法を廃止し、平成 25 年 8 月までに、すべての障害者が地域で自立した生活を営むことができる障害者総合福祉法（仮称）を制定するとされており、これに則した多角的な環境整備が課題となります。

◆施策の体系

- 地域福祉、障害者福祉等
  - 地域福祉のまちづくりの推進
    - 地域福祉の啓発とボランティア活動の充実
    - 地域福祉活動の充実
    - 地域福祉の推進体制づくり
  - 低所得者福祉の充実
  - 障害者福祉の充実
    - 理解と交流の促進
    - 保健・医療の充実
    - 社会的自立の促進
    - 自立した生活の支援体制の充実
    - 生活環境の整備
    - スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興
    - 推進体制の整備

◆計画対応

1　地域福祉のまちづくりの推進

①　地域福祉の啓発とボランティア活動の充実

－住民の自発的な福祉活動が展開されるよう、啓発活動を進めます。
－生涯学習と連携し、ライフステージに応じた福祉の体験学習を進めます。
－ボランティア活動の活発化をめざして、ボランティア活動のリーダーを支援・育成するとともに、ボランティア・バンクの充実を図ります。

②　地域福祉活動の充実

－支援を必要とする高齢者や障害者を、町内会・自治会、ボランティア・グループ等で支えていく地域ネットワークづくりを進めます。
－地域ネットワークづくりと地域ケア体制づくりとの連携を図ります。
－ケアや見守りが必要な高齢者等要援護者の把握方法、情報共有･安否確認方法等を検討します。
－地域福祉の関係機関･団体等と町内会･自治会、自主防犯･防災組織等との連携を検討します。
－まちづくり活動と連携し、新しい共助のしくみづくりを検討します。

③　地域福祉の推進体制づくり

－町福祉センターの拠点機能の充実を図ります。
－福祉サービスの相談機能と情報提供の充実を図ります。
－社会福祉施設と関係機関・団体、教育機関等の十分な連携のもとに、地域福祉の総合的推進

体制づくりを進めます。
－社会福祉協議会やその他福祉団体・グループへの援助の拡大と育成を図ります。

２　低所得者福祉の充実
－相談体制の充実、貸付制度の充実を図ります。
－実態を的確に把握し、各種福祉サービス等を活用して自立を支援します。

３　障害者福祉の充実
①　理解と交流の促進
－障害や障害者への正しい理解・認識と思いやりの心の育成に向けて、広報・啓発活動に取り組みます。
②　保健・医療の充実
－障害者がライフステージの段階に応じて、必要な保健サービスが受けられるよう、発生予防の健康診査や療育・治療に関する相談や各種教室など、保健サービスの推進に努めます。
－障害者が早期に適切な医療やリハビリが受けられるように、医療体制の充実と医療施設のバリアフリー化などの環境づくりに努めるよう関係機関に協力を求めます。
③　社会的自立の促進
－教育機関との連携のもとに、障害児・者教育の充実に努めます。
－関係機関との連携、民間企業の協力により、障害者の能力を活かした働く場の確保と充実に努めます。
－福祉的就労から一般企業への就労に向けて、相談支援や訓練機会の提供に努めます。
　また、一般企業への就労が困難な障害者の福祉的就労を促進するため、乙訓圏域で就労継続支援事業所の充実を図ります。
④　自立した生活の支援体制の充実
－町福祉センターを拠点として活用します。
－補装具や日常生活用具給付等の支援を推進します。
－情報提供と相談支援体制の充実を図ります。
－ホームヘルプサービスやデイサービス等の充実を図ります。
－福祉サービス評価体制、事業所指導などを推進します。
－府と連携し、乙訓圏域で障害者施設の充実に努めます。
⑤　生活環境の整備
－公共施設や情報のバリアフリー化、移動条件の整備など、障害者をはじめとするすべての人々が暮らしやすい生活環境の整備を進めます。
－障害者が安心して安全に生活できるように、関係機関と連携を図りながら、障害者に配慮した防犯・防災対策を進めます。
⑥　スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興
－障害者の生活の質の向上に向けて、スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動のための環境整備を進めます。
⑦　推進体制の整備
－関係機関相互の密接な連携を図りながら、総合的・計画的な施策の推進に努めます。
－福祉サービス利用者の権利擁護体制の充実を図ります。

第６節　国民健康保険・国民年金

◆現況と課題

○　本町の国民健康保険の被保険者数は、平成 22 年３月末現在、2,181 世帯 3,907 人で、加入率は 25％です。平成 20 年度からは、原則 75 歳以上の方が後期高齢者医療制度※に移行しましたが、急速に進む高齢社会化のなかで、医療費の増大が続いており、国民健康保険の財政運営を困難にしています。そこで、運営基盤の強化、医療費の適正化等を図るとともに、将来にわたる安定的運営の確保と制度の充実及び財政措置の強化を国に要望していく必要があります。また、本町のような小規模な保険者は、財政基盤が非常に脆弱であります。現在、京都府ではそうしたことの解消を図るために広域化を計画されていますが、広域化の際には、保険料の極端な増加を抑制するような配慮が必要となります。

○　公的年金は、高齢者のいる世帯のほぼ全世帯が受けており、受給高齢者世帯の約６割は収入の全てが公的年金です。老後の生活保障の柱である公的年金の長期的安定と整合性のある発展を図るため、国民年金の適用範囲が拡大され、昭和 61 年４月から基礎年金が実施され国民皆年金の充実が図られました。

　しかしながら、未加入の適用対象者や未納者について無年金、低年金対策が課題となっており、納めやすい環境づくり、免除、猶予制度の利用促進等、国と協力してその対策に努めています。

　公的年金は、社会保険庁の廃止に伴い、2007 年に設立された公法人の日本年金機構により運営されていますが、高齢者福祉の充実と行財政の安定化のためには、年金受給権の確保や無年金者の解消が必要で、今後とも制度の定着に努めるとともに、制度の充実・改善を国に要請していく必要があります。

後期高齢者医療制度
　75 歳以上の「後期高齢者」全員が加入する公的医療保険制度で、平成 20 年度 (2008 年度) から新たな独立型の健康保険として開始しています。

図表 25　国民健康保険加入状況及び給付状況

単位：件・千円

年度	加入状況		療養（医療）の給付									
	世帯数	被保険者数	総額		入院		入院外		歯科		調剤	
	(世帯)	(人)	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
平成８年度	1,705	3,354	37,658	1,202,676	1,083	483,079	28,962	618,117	4,838	74,761	2,775	26,719
平成 10 年度	1,980	3,839	44,729	1,283,734	1,139	502,267	34,209	651,105	5,448	80,466	3,933	49,896
平成 12 年度	2,270	4,375	55,302	1,486,133	1,222	556,789	41,115	754,973	6,650	95,085	6,315	79,286
平成 14 年度	2,509	4,822	60,121	1,685,005	1,476	723,998	44,400	760,360	6,713	95,903	7,532	104,744
平成 16 年度	2,733	5,181	70,935	1,907,322	1,616	790,852	51,393	860,903	8,232	112,595	9,694	142,972
平成 18 年度	2,836	5,297	76,303	2,206,553	1,855	943,064	54,495	918,687	8,907	115,166	10,964	174,154
平成 20 年度	2,218	3,969	49,527	1,151,187	864	435,669	34,227	497,388	6,530	80,616	7,874	110,667
平成 21 年度	2,181	3,907	52,057	1,255,492	873	494,689	34,817	513,096	6,872	86,462	9,445	133,590

注）加入状況は、平成 15 年度までは各年度４月～３月末現在の数値を平均したもので、平成 16 年度以降は年度末現在の数値。

資料：町民生活課

◆施策の体系

国民健康保険・国民年金
- **国民健康保険制度の充実**
- **国民年金制度の定着**

◆計画対応

1　国民健康保険制度の充実

－国民健康保険制度の普及・広報を図ります。
－関係機関との連携・協力のもとに、被保険者の保険制度に対する認識を深めることにより、主体的な健康づくりの推進や受診についての意識啓発を図ります。
－総合的な医療費の適正化対策や国民健康保険の財政措置の充実等を国に要望していきます。
－国民健康保険の広域化に伴う激変緩和策を国・府に要請します。

2　国民年金制度の定着

－国民年金制度の趣旨や内容の啓発活動を進めます。
－住民の年金受給権の確保を図るため、日本年金機構とともに適用対象者の的確な把握に努めます。
－収納率の向上につながる広報活動を展開します。
－制度の充実・改善を国に要請します。

地域に学び、個性ゆたかな文化を育む生涯学習のまちづくり

施策展開の基本テーマ

（1）団塊の世代等の地域社会への参加

本町においては、大都市への通勤者が多いため、高齢期に地域社会に参加するしくみが必要です。そこで、退職期を迎えた団塊の世代等が、関心・知識・技能等を活かしながら地域での交流の輪を広げることを課題とします。

（2）子どもを健全に育む教育・学習環境づくり

若年層の転入や定住化に向けて、大都市近郊の恵まれた自然環境を活かし、子どもを健全に育む保育、学校教育、地域社会づくりを課題とします。

（3）自然や歴史と共生する個性ゆたかな地域文化の創出

本町のゆたかな自然、歴史、伝統文化等を生かし、自然や歴史と共生する個性ゆたかな地域文化を創り出すことを課題とします。

（4）スポーツによる地域の活性化

誰もがスポーツを楽しめるよう、地域でスポーツを支える開かれたシステムを拡充し、スポーツによる健康づくりや交流の活発化を課題とします。

第１節　生涯学習の推進

◆現況と課題

○　生涯学習社会を築いていくためには、一人ひとりが生涯を通じて自己向上心を培い、どこで学んでも、いつ学んでも学習成果を適切に生かせることが大切です。

○　本町の地域社会については、核家族化や少子化の進行、大都市への通勤者が多いことなどにより、地域の人間関係が稀薄化し、助け合いなどにも課題が生じています。しかしながら、最近の動向としては、高齢社会化の進行や地域社会での人間関係の大切さを見直す動きのなかで、家族の親睦や友人・仲間づくりの必要性を重視するように変化してきています。親子、あるいは、気の合う人々、同じ関心をもつ人々、同じ目的をもつ人々などが、一緒に学習したり交流したりすることを求める傾向にありますので、こうしたニーズに応える生涯学習を進めることが必要です。

　また、高齢者の余暇の過ごし方・生き方、退職期を迎えた団塊世代の高い学習意欲などと関連して、生涯学習の活発化に取り組む必要があります。

　さらに、住民の交流、地域社会への参加によるネットワークがゆたかになると、ボランティア活動やまちづくり活動への参加率が高まり、また犯罪の発生率が低下するなどの変化をもたらすとされますので、生涯学習を通じての交流を、まちづくりにつなげることが大切だと考えられます。

○　「住民アンケート」では、町の望ましい将来像について「教育・文化が充実し生涯学習が活発なまち」は 8.8％にとどまり、高齢社会のための施策についても「高齢者の生涯学習の充実」は 4.8％にとどまります。そして、協働のまちづくりについての「地域の課題に取り組む生涯学習活動」は 10.1％となっています。

○　本町では、さまざまな課題について町民との協働による取り組みを進めており、これらの課題は、自然環境の保全、生物の多様性の保全、循環型社会の構築、温室効果ガスの削減、アメニティの創出、自主防犯、自主防災、健康づくり、介護予防、福祉、介護、高齢者の社会参加や生きがい、子どもたちの健全育成、男女共同参画、人権問題など、あらゆる分野についてあげることができます。町民一人ひとりがそれぞれの課題に理解を深めることによってはじめて効果的な対応ができるため、これらの学習を促すとともに、その成果を活かす必要があります。

○　本町は天王山や淀川と関連してゆたかな歴史があることから、これらについて自ら学び、修得した知識を活用して、本町を訪れた人に名所旧跡を案内する生涯学習ボランティアグループが育っています。

　現在、地域のいろいろな世代の協力を得て、子どもの体験活動を実施していますが、生涯学習の指導者を地域の多様な人材に求め、発掘・養成することも課題です。また、町内の大企業等の協力による体験学習も課題にあげることができます。

◆施策の体系

- 生涯学習の推進
  - 地域ニーズに対応した 学習
    - 学習テーマ・講師等の提案事業創設の検討
    - 人間形成の基礎・基本となる学習
    - 社会変化に対応した学習
    - 健康や福祉に関する学習
    - 地域特性を活かした学習
  - 学習活動のまちづくりへの展開
    - コミュニティ活動と地域の交流の活発化
    - 生涯学習指導者の発掘と活用
    - ボランティア体験学習の活発化
  - 推進体制と学習環境の整備
    - 生涯学習の推進体制の充実
    - 生涯学習の環境づくり
    - 特色ある図書館の整備

◆計画対応

1　地域ニーズに対応した学習

①　学習テーマ・講師等の提案事業創設の検討

－住民との協働のまちづくりに向けて、生涯学習講座のテーマや講師などを提案する事業の創設を検討します。

②　人間形成の基礎・基本となる学習

－人権教育、乳幼児の保育・教育、青少年の健全育成などについての学習を進めます。

－男女共同参画の推進に向けての学習、高齢者の健康づくりと社会参加を促進する学習を推進します。

③　社会変化に対応した学習

－消費生活、環境、防災、交通安全、情報化、多文化共生社会、リカレント教育※、趣味・教養などの教育機会の拡充を通して、町民の自主的な学習を促進します。

－学習機会を通じて、仲間・グループ・組織づくりへとつながるように図ります。

④　健康や福祉に関する学習

－健康管理、健康の保持・増進、介護予防の学習を進めます。

－福祉の啓発・教育と学習の機会づくりを進めます。

－福祉等の学習機会について、体験学習への展開を促進します。

⑤　地域特性を活かした学習

－町内の大企業の環境問題に向けての活動が、町民の学習・啓発の機会となるよう図ります。

－地域の自然、歴史、文化など恵まれた学習資源を有効に活用し、生涯学習ボランティアグループなどの人材を活用して、体験学習機会の提供を進めます。

－エゴマ油復活プロジェクトを発展させ、住民協働による体験学習機会の提供を進めます。

リカレント教育
　リカレントとは循環することを意味します。一度社会に出た人の学校への再入学を保証し、学校教育と社会教育を循環的にシステム化することによる生涯教育構想のひとつです。

２　学習活動のまちづくりへの展開

①　コミュニティ活動と地域の交流の活発化

－コミュニティ活動の活発化につながるスポーツ等交流機会づくりを進めます。
－学校教育と社会教育の連携・融合を推進します。
－異文化や、多文化との共生について学べるよう、他市町村との交流や国際交流を進めます。

②　生涯学習指導者の発掘と活用

－指導者としての人材を地域の人々のなかに求めるとともに、人材の登録・派遣を進めます。また、必要に応じて指導者の育成を図ります。

③　ボランティア体験学習の活発化

－ボランティア活動が効果的かつ円滑にできるよう、ボランティアについての啓発や必要な知識・技術を修得するための情報提供をし、ボランティア体験学習を活発化します。
－環境保全、防災、防犯、福祉、介護、伝統文化などのボランティア活動の拡充に向けて、ライフステージに応じたボランティア体験学習を促します。

３　推進体制と学習環境の整備

①　生涯学習の推進体制の充実

－行政部局の連携・協力を密にし、総合行政としての組織によって推進します。
－町民参加による「生涯学習推進会議」を組織し、地域に生涯学習推進委員を設置して推進するように努めます。

②　生涯学習の環境づくり

－京都府や関係機関と連携し、情報のネットワーク化を図り、総合的・体系的な情報を提供できる体制づくりに努めます。
－中央公民館を生涯学習活動の拠点機能を備えた施設とし、情報の収集・提供及び学習相談の窓口機能の整備・充実を図ります。
－中央公民館の改築について、複合型施設を視野に入れて検討します。
－天王山とその周辺を歴史学習の場として活用できるよう、天王山山麓への整備が検討されている京都府の生涯学習施設及び淀川三川合流域地域づくり構想の「歴史文化の薫る散歩道（仮称）」等の推進を要請します。

③　特色ある図書館の整備

－特色ある図書館の整備に取り組みます。

第２節　学校教育等

◆現況と課題

○　本町には平成 22 年度現在、町立の３保育所があり、私立幼稚園が１園あります。

幼児期は、人間としての基礎が培われる大切な時期ですが、核家族化・少子化・共働き化・都市化の進行等に伴い、家庭や地域の教育力が低下しており、基本的な生活習慣や社会生活上のルールなどの幼児教育の充実に努める必要性が高まっています。

○　本町では、幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園児の保護者及び私立幼稚園に対して、入園料・保育料負担を軽減する国の幼稚園就園奨励費補助や設備費補助等に加えて、町単費による補助も行っています。

少子化傾向が進むなか、経済的基盤の弱い世帯等の負担軽減に努めながら、私立幼稚園の補助を検討していく必要があります。

○　保育所や幼稚園等から小学校への変化にうまく適応できないなどの問題が見られることに対し、文部科学省と厚生労働省は、新保育所保育指針や幼稚園教育要領や小学校の新学習指導要領（平成 23 年度から）に、保幼小連携を盛り込んでいます。本町でも、幼児期と小学校での子どもの発達や学びが連続したものになるよう、保幼小連携を重要視します。

○　本町には、平成 22 年５月１日現在、２小学校、１中学校があり、小学生 813 人、中学生 359 人が在学しています。

○　学校教育については、情報化、国際化、少子化、高齢化など急激に変化する社会や価値観の変化のなかで、画一化した学校教育を見直し、子どもたちの無限の可能性の開花に向けて、一人ひとりの個性を育む教育や、自ら学び、考え、課題に対応する力を育てる教育が主要な課題となっています。そこで、町内での体験学習を有効に活用し、社会の変化に対応する教育に取り組む必要があります。

○　いじめ、不登校、青少年の非行の増加と低年齢化等が大きな社会問題となっていることに対しては、子どもたちの成長の場としての学校・家庭・地域が連携を強めて対応できるようにすることや、心のふれあい、命の尊さ、他者への思いやりの大切さなど、ゆたかな心と道徳性をもった児童・生徒の育成が重要な課題となっています。

○　教育環境づくりについては、環境保全、情報化、国際化などに対応する施設・設備の充実を図る必要があります。また、子どもたちの快適な学習環境を確保しつつ、省エネ対策や省 CO_2 対策を併せて実施する「エコスクールづくり」に積極的に取り組むことや、耐震化や地域の防災との連携も必要だと考えられます。

さらには、成長期にある子どもたちの食育の推進も重要な課題です。

○　本町では、現在、すべての小中学校において特別支援学級が開設されています。また、小学校では通級指導教室が開設されており、さらに充実していくためには、教職員の適切な配置や研修の充実、施設・設備及び教材の整備が必要です。

また、小中学校相互の状況把握に努めるため、小中連携を強化し、９年間を見据えた教育の充実が必要です。

図表 26　幼稚園の状況

単位：人

年　度	園　数（園）	園　児　数　（人）					
		総　数	男	女	3歳児	4歳児	5歳児
平成 13 年度	1	228	134	94	63	96	69
平成 15 年度	1	271	138	133	81	96	94
平成 17 年度	1	288	145	143	78	102	108
平成 19 年度	1	281	146	135	88	98	95
平成 21 年度	1	270	142	128	82	93	95
平成 22 年度	1	267	128	139	82	91	94

注）各年度5月1日現在

資料：学校基本調査

図表 27　小学校の状況

単位：人

年　度	学校数（校）	学級数（級）	児　童　数								
			総　数	男	女	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
平成 13 年度	2	33	867	450	417	140	151	141	155	129	151
平成 15 年度	2	31	851	412	439	144	115	138	156	141	157
平成 17 年度	2	31	843	438	405	145	141	147	116	136	158
平成 19 年度	2	30	805	409	396	125	141	139	149	115	136
平成 21 年度	2	31	806	434	372	135	135	130	129	142	135
平成 22 年度	2	31	813	418	395	141	132	133	130	132	145
大山崎小		19	529	274	255	99	93	81	82	84	90
第二　〃		12	284	144	140	42	39	52	48	48	55

注）各年度5月1日現在

資料：学校基本調査

図表 28　中学校の状況

単位：人

年　度	学校数（校）	学級数（級）	生　徒　数					
			総　数	男	女	1学年	2学年	3学年
平成 13 年度	1	14	444	243	201	152	142	150
平成 15 年度	1	13	429	236	193	128	148	153
平成 17 年度	1	13	398	210	188	126	142	130
平成 19 年度	1	14	401	194	207	129	146	126
平成 21 年度	1	13	373	173	200	138	105	130
平成 22 年度	1	13	359	191	168	113	141	106

注）各年度5月1日現在

資料：学校基本調査

◆施策の体系

- 学校教育等
  - 幼児教育の充実
    - 教育内容の充実
    - 幼稚園教育の振興
    - 保幼小連携の推進
  - 学校教育の充実
    - 総合的な学習の推進
      - 基礎・基本の徹底による学力の充実向上と個性を伸ばす教育の充実
      - ゆたかな心と生きる力を育てる教育
      - 社会の変化に対応する教育
      - 地域に開かれた特色ある学校づくり
    - 教育相談・対応機能の充実
    - 教育環境の向上
      - 教育施設の充実
      - エコスクール化の推進
      - 地域との連携に資する空間づくり
      - 中学校への弁当給食の導入
    - 小中連携の強化
    - 特別支援教育・通級指導教育の充実
    - 教職員研修の充実
    - 通学等安全対策

◆計画対応

〔幼児教育の充実〕

１　教育内容の充実

－幼児期の発達の特性や、個人差に応じた幼児の教育内容の充実を図ります。

－保育所・幼稚園・小学校の連携による総合的な幼児教育への取り組みを図ります。

２　幼稚園教育の振興

－幼稚園教育の振興を図るため、就園奨励費補助基準の引き上げ及び補助金額の増額を国に要望していくとともに、その他の補助金の増額等についても検討していきます。

３．保幼小連携の推進

－連携のための環境の整備を進めます。

〔学校教育の充実〕

１　総合的な学習の推進

①　基礎・基本の徹底による学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の充実

－基礎的・基本的な知識・技能を確実に修得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育を進めます。

②　ゆたかな心と生きる力を育てる教育

－家庭や地域と連携し、小学校低学年から基本的な生活習慣や社会生活上のルール等を身につける道徳教育を進めます。

－自然体験活動、ボランティアなど社会参加活動等を通して、集団のなかでのルール・役割等を身につけ、生命を大切にし、思いやりの心を育て、協調性とゆたかな人間性を育

む教育を進めます。
－子どもたちが自ら学び、考え、行動する力を育て、たくましく生きる教育を進めます。

③　社会の変化に対応する教育

－情報化、国際化、環境問題など社会の変化に対応する力を育てる教育を進めます。
－実際に話したり、聞いたりする学習に重点を置き、実際に使える外国語教育を進めます。

④　地域に開かれた特色ある学校づくり

－家庭や地域の人々とともに子どもたちを育てていくという視点から、開かれた学校づくりを進めます。とくに地域の教育資源や学習環境を活用するなど、地域との連携を深めます。
－地域の自然・歴史・社会等に学び、郷土愛を育てる体験学習を、地域社会の教育資源を積極的に活用して進めます。
－自然環境保全、生物の多様性、循環型社会、防災・消防、介護、福祉ボランティア活動、地方自治など、地域の施設や企業等の協力による体験学習を進めます。
－学校教育と社会教育との連携や、体育施設、図書室等、教育機能の地域への開放を進めます。

２　教育相談・対応機能の充実

－いじめ、不登校等についての相談・対応機能の充実を図ります。
－学校・家庭・地域社会の連携による対応に取り組みます。

３　教育環境の向上

①　教育施設の充実

－情報化社会に対応するため、先端的な教育機器の充実に努めます。
－年次計画にもとづく校舎等の改修を行い、ゆとりある教育施設の充実を図ります。

②　エコスクール化の推進

－緑化、省エネ、省資源、節水、断熱など、設備のエコ改修を進めます。

③　地域との連携に資する空間づくり

－災害時の地域の防災に資する施設への改修を進めます。

④　中学校への弁当給食の導入

－成長期にある中学生の健全な育成のため、家庭弁当を補完する弁当給食の導入を検討します。

４　小中連携の強化

－小学校と中学校の連携強化を進めます。

５　特別支援教育・通級指導教育の充実

－特別支援教室・通級指導教育の設備・備品の充実を図ります。
－教職員の研修を進めます。
－特別支援教育・通級指導教育に対する正しい理解と認識を得るよう努めます。

６　教職員研修の充実

－教職員研修による教育内容の充実と指導力の向上を積極的に進めます。

７　通学等安全対策

－道路整備、交通安全環境の整備と連携して、安全な通学交通の確保を図ります。
－学校での危機管理対策、防犯教室、防犯訓練、防犯ブザーの配布、子ども 110 番の家、保護者及び地域ボランティアによる安全監視活動、不審者の情報交換などにより、子どもたちの安全な通学・教育環境の確保を図ります。

第３節　社会教育

◆現況と課題

○　本町では、都市化の進行とともに住民のコミュニティ意識の稀薄化がみられました。しかし、住民の定住化に加えて、公民館等社会教育施設での学習活動や関係団体の活動の活発化に伴い、住民のつながりが再生してきています。また、子育て等のグループをはじめ、各種趣味教養活動を通して、目的別の団体での連帯は深まってきています。

こうした中で、学習・活動への参加者が一部に偏り、固定化する傾向がみられます。社会教育は生涯学習の一環としてその活発化を促進するように取り組んでいますので、今後、住民の学習ニーズに応えることができるよう、その学習内容やその方法を工夫していく必要があります。

○　青少年の教育については、親子のふれあい不足、子どもに対する過保護・過干渉、しつけや教育に無関心な親の増加など、家庭の教育力の低下に加えて、地域社会の教育力の低下が指摘され、青少年を健全に育てることがむずかしくなっています。

さらに、わが国では「いじめ」、「不登校」、青少年の非行・犯罪等が増加し、大きな社会問題になっています。また、児童虐待、子どもへの犯罪が増加しており、子どもの人権を守るとともに、子どもの自立支援までをケアすることも必要となっています。

これらの課題に対し、本町では、平成 17 年度に「次世代育成支援・地域行動計画」を策定し、教育、生涯学習、保健・福祉、保育、防犯など多様な領域での横断的連携による取り組みを進めています。

また、現在、完全学校週５日制の実施に伴い、学校外活動の充実を進めており、地域の体験学習、ボランティア活動等、地域社会に参加する機会を増やし、地域社会の一員としての役割を自覚し、主体的に責任をもって行動できるように図ることを課題としています。

○　町立小学校及び府立養護学校に通学する小学４年生までの留守家庭児童を対象とする健全育成事業として、小学校区での留守家庭児童会育成事業を行っていますが、施設の老朽化による改修の必要性が生じています。また、共働き等で放課後保育に欠ける児童の増加や対象学年を超えた障害のある児童の健全育成の必要性など、さまざまな課題が生じています。

また、都市化の進展に伴い、子どもたちが安全にのびのびと遊ぶことのできる場所や機会が少なくなっており、遊び場の見直しや地域ぐるみでの子どもの健全育成活動が必要になっています。

○　環境問題や人権問題等地球規模での課題に対し、持続可能で平和な国際社会を築き、個性・文化・価値観が異なる人々が、共に生きるため、人権への理解を深めることが欠かせません。さらに、外国人労働者の受け入れが進んでいるため、まちづくりと関連して多文化共生社会に理解を深める必要も高まっています。

また、幸せに生きたいという誰しもの願いを実現するには、お互いの生命を大切にし、個性を受け入れ、お互いの尊厳を認めあうことが必要です。そこで、一人ひとりの人を大切にするという人権尊重の文化を基礎にしたまちづくりに向けて、その啓発・教育・学習を進める必要があります。

さらに、人権の侵害を許さない意識を醸成するため、同和問題や、女性、子ども、高齢

者、障害者、外国人、ＨＩＶ感染者等に対する多様な人権問題に、住民一人ひとりが正しい認識をもつことが必要です。

◆施策の体系

- 社会教育
  - 社会教育関係組織・団体の育成とネットワーク化
  - 成人教育・高齢者教育の推進
  - 青少年の健全育成
    - ゆたかな自然を生かした体験学習や親子活動の支援
    - 家庭の教育力向上の支援
    - 青少年の主体的活動の支援
    - 地域ぐるみでの健全育成の推進
    - 留守家庭児童会運営の適正化
  - 学社融合の推進
  - 人の尊厳と人権を尊重する社会の実現
    - 同和教育・人権教育の推進
    - 人権施策の推進
    - 多文化共生社会の理解

◆計画対応

１　社会教育関係組織・団体の育成とネットワーク化

－社会教育の推進組織の育成を図るとともに、社会教育関係団体等との連携を強化します。また、各組織間の連携を図ります。

２　成人教育・高齢者教育の推進

－成人講座等既設の講座について、住民ニーズの多様化に対応した講座の充実に努めます。

３　青少年の健全育成

①　ゆたかな自然を生かした体験学習や親子活動の支援

－ゆたかな自然を生かした子どもたちの体験学習や、親子活動等を支援します。

②　家庭の教育力向上の支援

－学習情報や学習機会の充実を図ります。

③　青少年の主体的活動の支援

－青少年の主体性、社会性、地域への愛着心などが育まれるよう、交流活動、ボランティア活動、文化活動等、地域社会での主体的活動を支援します。

－青少年のリーダーや指導者の育成に努めます。

④　地域ぐるみでの健全育成の推進

－学校教育等と連携し、青少年の地域社会の体験学習の機会づくりを進めます。

－町民と行政の協働により、青少年にとって有害な社会環境の浄化に取り組みます。

⑤　留守家庭児童会運営の適正化

－留守家庭児童のための施設・設備の改善を図ります。

－留守家庭児童会の効率的な運営に努めます。

－適正な保護者負担を検討するとともに、国・府に対し財源確保と増額を要望していきます。

４　学社融合の推進

－学校及び地域社会の教育資源を積極的に活用して、学社融合の推進を図ります。

－学校における地域の歴史学習に生涯学習ボランティアなどの人材の活用を図ります。

５　人の尊厳と人権を尊重する社会の実現

①　同和教育・人権教育の推進

－人権尊重の理念の定着を図るとともに、町民が日常生活の中で人権の尊重を実践できるよう、さまざまな場と機会を通して、同和問題をはじめとする多様な人権教育・啓発に取り組みます。

②　人権施策の推進

－女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、ＨＩＶ感染者等多様な人権問題への対応を進めます。

③　多文化共生社会の理解

－外国人も同じ地域の住民として認め合う多文化共生社会についての理解を図ります。

第４節　体育・スポーツ

◆現況と課題

○　体育・スポーツは、体力づくり、健康づくりに加えて、人々に体を動かす喜びや精神的充足を与え、ゆたかな活力にみちた地域社会の形成に寄与します。そこで、生涯にわたって体力や目的に応じて体を動かす楽しみを享受できるとともに、スポーツ活動の喜びや感動を通して地域社会の交流が活発になるように図る必要があります。

○　本町では、地域スポーツとして町民体育祭及び各種目別による町民大会等を定期的に開催しています。

　一方、スポーツ少年団の活動や高齢者向けスポーツ活動も活発に進め、地域全体でスポーツを支える開かれたシステムにより、誰もが参加しやすいスポーツ環境を整える総合型地域スポーツクラブが設立され、重要な拠点になっています。

○　本町の体育協会は、発足以来、町民の体育・スポーツ振興と交流の面では大きな成果をあげてきました。しかし、今日の現状では、町民の意識の変化等から、運営面、役員及び参加者の確保においていろいろな課題をかかえています。今後は、地域スポーツの振興をめざす振興会と競技を中心とする競技団体を両輪としながら運営する必要性があります。

○　健康への関心の高まりや自由時間の増大に伴い、体育・スポーツへの関心も高まっています。日常生活のなかで体育・スポーツに親しみながら、健康づくりにも取り組むことができるよう、町民が気軽に利用できる施設・環境を確保することが大切です。

　体育・スポーツ施設としては、町体育館、岩崎運動広場、町営桂川河川敷公園、国営淀川河川公園、洛西浄化センター公園、学校体育施設等があり、日常的に盛んに利用されていますが、今後、いっそうスポーツ活動を振興していくため、これらの施設の充実を促進していく必要があります。

○　スポーツのニーズが多様化・増大することが予想されるため、年齢層やライフスタイルの違いに応じた多様なスポーツ種目の普及・振興に向けて、既存のスポーツ種目をより親しみやすいものにする工夫とともに、ニュースポーツの開発・普及のための調査・研究を進める必要があります。

○　平成 17 年度に、小・中学生のスポーツの全国大会を特定の地域で継続的に開き、その開催地を「聖地」とする「スポーツ拠点づくり事業」に本町の「全国少年フェンシング大会」が選定されました。そこで、「フェンシングのまち大山崎」として町の活性化に役立てることが課題となっています。

◆施策の体系

- 体育・スポーツ
  - スポーツ振興体制の確立
    - スポーツ関係団体の育成
    - スポーツ指導者の確保と養成
    - 総合型地域スポーツクラブの拡充の支援
  - 生涯スポーツの振興
  - スポーツ環境の拡充等
  - 「フェンシングのまち大山崎」の活用

◆計画対応

１　スポーツ振興体制の確立

①　スポーツ関係団体の育成

－体育協会の充実に努めます。
－スポーツ少年団組織の充実を図ります。
－スポーツに関する情報の収集・提供や、スポーツクラブ間の連携の促進を図ります。

②　スポーツ指導者の確保と養成

－幅広い年齢層に対応できる指導者の確保と養成に努めます。

③　総合型地域スポーツクラブ拡充の支援

－生涯スポーツ活動の拠点として、地域スポーツ振興につながるよう総合型地域スポーツクラブの拡充を支援します。

２　生涯スポーツの振興

－個人の好みや能力にあわせて、誰もが気軽に楽しめる軽スポーツの普及に努めます。
－年齢層やライフスタイルに応じた多様なニュースポーツを研究し、その普及・振興を図ります。
－地域社会での仲間づくり、グループづくり、交流の促進につながるスポーツ活動の機会づくりを進めます。
－健康づくりのための軽スポーツや、介護予防体操の普及との連携を図ります。

３　スポーツ環境の拡充等

－町体育館をスポーツの拠点とし、スポーツに関する相談窓口を設けるとともに、メディカルケアの充実に努めます。
－桂川河川敷や高架下空間等、地域のオープンスペースの特性を活かしたスポーツ施設の拡充と施設利用の活発化を図ります。また、生活のなかで体育・スポーツに親しみながら健康づくりに取り組むことができるよう、気軽に利用できる施設の整備に努めます。
－学校や企業との連携により、スポーツ施設の地域住民への開放を図るとともに、スポーツを通じての交流の促進を図ります。

４　「フェンシングのまち大山崎」の活用

－フェンシング競技の普及を図ります。
－「フェンシングのまち大山崎」を通して、地域間交流の促進、地域の活性化を図ります。

第５節　男女共同参画社会の推進

◆現況と課題

○　本町では、昭和 60 年に「婦人の地位向上と福祉の増進を図る大山崎町行動計画」、平成元年に「男女共同参加型社会をめざす大山崎町行動計画」を策定し、女性問題の総合的な施策の推進を図ってきました。この間、男女雇用機会均等法をはじめ、法制度上の男女平等が整備され、女性の社会進出、少子・高齢化や女性のライフスタイルの多様化なども進み、新たな課題が生じてきました。

　そこで、平成 10 年に「男女共同参画社会をめざす大山崎町女性行動計画」、平成 17 年に男女がお互いに人権を尊重しながら個性と能力を発揮することができるよう「大山崎町男女共同参画計画みとめ愛プラン」を策定し、この推進に努めています。

○　急速な少子高齢化等に伴い、町民と行政の協働によるコミュニティづくりが求められています。地域活動は主として女性が担っていますが、代表は男性が多く、女性も代表としてリーダーシップを発揮することが求められます。

○　15 歳以上の女性人口の占める就業者は、43.7%（平成 17 年国勢調査）で、家事と就業の両立はむずかしく、雇用する企業において女性の雇用・昇進機会の保障、職業能力の評価などが正当になされていない状況もあります。そこで、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法などが各分野で定着するよう、就業条件整備に努める必要があります。また、農業等自営業に従事している女性は、長時間労働になりがちですから、バランスをとれるよう協力しあう必要があります。

○　男女が仕事の責任を果たす一方で、育児、介護、地域活動などの時間が持てるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保てる社会づくりを進めることが必要とされています。共働き世帯が増えていますので、子育て支援など社会的基盤の対応を図る必要があります。そこで、女性の仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの支援などを併せて進める必要があります。

○　女性の身体には妊娠や出産の仕組みが備わっているため、次世代へ生命を引き継ぐ重要な役割を尊重し、妊娠・出産等の正しい知識の普及・啓発に努め、ライフステージに応じた健康支援を推進する必要があります。

○　急速な少子・高齢化が進展するなか、主に女性に委ねられてきた介護は、介護保険制度や地域福祉を充実し、男女共に担っていく必要があります。

女性の生活の安定を図る法的整備は、ある程度進められてきたが、男性に比べて社会的・経済的に不利な立場にある女性が多く、女性の自立と多様な生き方を支援する社会保障、社会福祉の充実を図る必要があります。

◆施策の体系

男女共同参画社会への推進

- **男女共同参画社会への意識改革**
- **男女共同参画の推進**
- **社会環境の整備**
  - **就業における男女平等の確保**
  - **雇用環境の整備**
  - **仕事と生活の調和を支える社会的基盤づくり**
- **男女の生涯にわたる健康づくりの推進と福祉の充実**
- **総合的な男女共同参画施策の推進**

◆計画対応

１　男女共同参画社会への意識改革

－男女の人権を尊重し、家庭、学校、職場、生涯学習等における男女平等意識づくりを推進します。

－リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康・権利）やドメスティック・バイオレンス※等への理解を促します。

－国際交流を通じて男女の生き方、人権、平和への理解を促します。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
　生涯を通じて、とくに女性の健康の自己決定を保障するとともに、これをすべての人々の基本的人権として位置づける理念のことです。

２　男女共同参画の推進

－家庭（子育て、介護等）、地域活動、ボランティア活動等への男女共同参画を進めます。

－女性が地域活動のリーダーシップをとり、町の政策等の立案及び決定の場に参画することを進めます。

－女性団体・グループの支援と相互の交流の促進を図ります。

ドメスティックバイオレンス
　夫婦間、恋愛関係にある男女間、その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為のことです。

３　社会環境の整備

①　就業における男女平等の確保

－男女雇用機会均等法の定着に向けて、企業等への啓発を進めます。

－雇用機会・待遇の均等を進めるとともに、子育て支援、女性の再就職支援等、男女が家庭と職業の両立を図ることができる条件整備を図ります。

－セクシュアル・ハラスメント※の防止に向けた取り組みを促進します。

セクシュアル・ハラスメント
　相手の意に反する性的な言動により、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を悪くするなどの行為をいいます。

②　雇用環境の整備

－男女が「職業」と「家庭や地域での活動」を両立できる雇用環境づくりを進めます。

－農業等自営業における労働環境の整備を促します。

③　仕事と生活の調和を支える社会的基盤づくり

－男女の多様な働き方に対応した子育て、介護、地域での活動などを支える社会的基盤づくりを進めます。

４　男女の生涯にわたる健康づくりの推進と福祉の充実

－母性の保護と母子保健の充実を図ります。

－男女のライフステージに応じた健康の保持・増進を図ります。

－単親家庭の福祉を充実します。

－高齢者・障害者福祉の充実を図ります。

５　総合的な男女共同参画施策の推進

－全庁的な組織として男女共同参画計画庁内推進本部を設け、男女共同参画施策の総合的な推進を図ります。

－関係諸団体・グループ等との連携を強化します。

第６節　文化の振興

◆現況と課題

○　本町では、文化団体、公民館サークル等が中心となり、文化活動が展開されています。また、中央公民館には、絵画・茶道・民謡など、50 以上のサークルが登録され、それぞれ活発に活動しています。そこで、これら文化団体・サークル間の連携を強め、文化活動を充実していく必要があるとともに、文化施設の充実を図っていく必要があります。

○　本町は古い歴史と文化を有し、全国的にみて価値の高い文化財が数多く存在します。しかし、埋蔵文化財は多くの要因によって日々破壊の危険にさらされているため、調査・研究及び保護体制の充実が必要です。また、社寺等に保管されている有形文化財に対しても、充分な保護施策が講じられることが必要です。

○　文化財を先人が残した貴重な歴史遺産として受け止め、その精神を日常生活に活かしていくよう、文化財保護思想の普及・啓発を進めるとともに、本町の歴史・文化に身近にふれ、学習する機会づくりが必要です。さらに、こうした歴史・文化を活かして、本町に暮らすことに誇りを感じられるゆたかな文化のあるまちづくりを進めることも、大切な課題です。

　平成 23 年には京都府で『第 26 回国民文化祭・京都 2011』が開催されます。本町では「戦国大茶会と灯明アート」をテーマとしており、こうした交流イベントをまちづくりに活かす必要があります。

○　心のゆたかさや生活のゆとりが重視されてきたことに伴って、私たちはこれまでの経済成長にもとづくライフスタイルを見直し、地球と地域の環境と共生する生活文化を作り出す必要があります。

　また、地域社会に生じている多様な課題に対応していくため、助け合いのある地域社会と地域の個性を活かした心ゆたかな生活文化を創出することが課題だと考えられます。

◆施策の体系

- 文化の振興
  - 文化の振興
    - 文化施設の充実
    - 多彩な文化活動の展開
  - 文化財の保護と活用
    - 文化財保護の充実
    - 歴史資料展示施設の充実
    - 山崎城跡の調査と天王山の保全・活用
    - 史跡大山崎瓦窯跡の保全・整備・活用
    - 鳥居前古墳の保全・整備・活用
  - 個性ゆたかな地域文化の創出
    - 歴史遺産を活かしたまちづくりの推進
    - 芸術の道づくり
    - 新しい共生、共助の生活文化の育成

◆計画対応

１　文化の振興

①　文化施設の充実

－中央公民館、大山崎ふるさとセンター等に、文化活動に供する機能の充実を図ります。

②　多彩な文化活動の展開

－大山崎山荘美術館や長岡京記念文化会館等との連携を図り、文化・芸術等に接する機会の充実に努めます。
－文化活動団体やサークルの連絡協議会を組織し、文化活動の活性化を促進します。
－文化活動のリーダーバンクを設置するとともに指導者を養成し、活用を図ります。

２　文化財の保護と活用

①　文化財保護の充実

－町文化財保護条例にもとづき、有形・無形・埋蔵文化財等、各種文化財の調査・保護・保全を図ります。
－消防関係機関等と連携し、文化財の防災体制を強化します。
－文化財保護団体を育成し、各種文化財についての学習、普及・啓発、保護活動を進めます。
－町民に文化財保護思想の啓発を進めます。

②　歴史資料展示施設の充実

－郷土の理解と文化財保護の推進のため、住民の誇りとする郷土の歴史や民俗に関する資料を収集し、保管・展示する歴史資料館の充実を図ります。
－町民に親しまれる歴史資料館に向けて、企画展や子ども歴史教室を進めます。
－学校教育との連携を図り、地域学習の啓発に努めます。

③　山崎城跡の調査と天王山の保全・活用

－天王山にある山崎城跡について、遺構の調査と保全・活用を図ります。
－天王山頂付近一帯の国史跡化をめざします。

④　史跡大山崎瓦窯跡の保全・整備・活用

－大山崎瓦窯の遺構の保全・整備・活用を図ります。

⑤　鳥居前古墳の保全・整備・活用

－鳥居前古墳の保全・整備・活用を図ります。

３　個性ゆたかな地域文化の創出

－地域の歴史・伝統に根ざした個性ゆたかな地域文化の育成を図ります。

①　歴史遺産を活かしたまちづくりの推進

－「歴史街道」計画や生涯学習活動と連携し、歴史資料館をコア施設として地域に学ぶエコミュージアムづくりを推進します。
－地域の祭り等伝統行事、歴史遺産を活用したイベントによるまちの活性化を検討します。
－個性ゆたかな地域文化の創出に向けて、歴史遺産を観光や地場産業に活用するよう図ります。
－歴史的風土を活かしたまちづくりに努めます。
－観光部門と連携して、鉄道駅周辺は、住民と事業者の協力のもとに歴史文化の薫り高い地域個性ゆたかな空間づくりを図ります。
－『国民文化祭・京都 2011』の「戦国大茶会と灯明アート」をまちづくりに活用します。

②　芸術の道づくり

－町在住の芸術家たちの協働による、芸術家の展示作品を楽しめる道づくりの支援を検討します。

③　新しい共生、共助の生活文化の育成

－生涯学習やボランティア活動と連携し、環境と共生する生活文化や思いやりや助け合いのある生活文化の育成を図ります。